2024
しんしろの福祉

令和６年度版

新城市　健康福祉部

目　　次

新城市の概要…… 1
地域の福祉…… 2
1　民生委員・児童委員…… 2
2　新城保護区保護司会、新城更生保護女性会…… 2
3　社会を明るくする運動…… 2
4　災害援助…… 3
5　行旅病人及び行旅死亡人…… 3
6　戦傷病者及び戦没者遺族への援護…… 4
7　献血推進…… 4
8　日本赤十字社…… 4
9　生活保護…… 5
10　生活困窮者自立相談支援等事業…… 6
障害者の福祉…… 7
1　障害者手帳の交付…… 7
2　障害福祉サービス…… 8
3　障害児通所支援等…… 12
4　地域生活支援事業…… 13
5　自立支援医療…… 16
6　補装具…… 16
7　軽度・中等度難聴児補聴器…… 17
8　各種手当…… 17
9　障害者福祉タクシー料金助成事業…… 19
10　障害者福祉有償運送料金助成事業…… 19
11　税の減免等…… 19
12　ヘルプマーク…… 20
高齢者の福祉…… 21
1　高齢者の状況…… 21
2　在宅福祉事業…… 21
3　地域活動への参加促進…… 23
4　老人ホームへの入所（養護老人ホーム入所措置事業）…… 24
5　救急医療情報キット…… 24
介護保険…… 25
1　介護保険の概要…… 25
2　介護サービスを利用できる方…… 25
3　要介護・要支援認定…… 26
4　介護保険の法定介護サービスの種類…… 27
5　サービスの利用…… 29
6　サービス利用者負担金等の減額…… 30
7　地域支援事業…… 31
8　保険料…… 36
児童の福祉…… 39
1　こども園等（小規模保育施設を含む）…… 39
2　児童発達支援施設「おおぞら園」…… 41
3　地域子育て支援センター…… 41
4　児童館…… 42
5　放課後児童クラブ…… 43

6　その他の子育てサービス…… 44
7　家庭児童相談…… 48
8　各種手当…… 48
9　新城市子ども・子育て会議…… 50
10　新城市要保護児童対策地域協議会…… 50
11　子どもの貧困対策…… 50
母子の福祉…… 51
1　ひとり親家庭等の状況…… 51
2　母子・父子・寡婦福祉資金の貸付…… 51
3　母子・父子家庭自立支援給付金事業…… 51
4　母子生活支援施設への入所…… 51
5　母子・父子自立支援員…… 51
医療費などの補助…… 52
社会福祉法人新城市社会福祉協議会…… 53
1　社会福祉振興事業…… 53
2　援護事業…… 53
3　福祉団体育成事業…… 53
4　相談事業…… 53
5　共同募金運動の推進…… 53
6　社会福祉協議会会員の募集…… 54
7　成年後見支援センター事業…… 54
8　資金の貸付事業…… 54
9　児童・青少年福祉活動事業…… 55
10　母子・父子福祉事業…… 55
11　障害児者福祉事業…… 55
12　歳末たすけあい事業…… 56
13　くらし・しごとサポートセンター事業
（生活困窮者自立相談支援等事業）…… 56
14　ボランティアセンター活動事業…… 57
15　日常生活自立支援事業…… 57
16　地域支え合い推進事業…… 58
17　移動支援事業…… 58
18　相談支援事業…… 58
19　老人短期入所事業…… 58
20　地域福祉活動推進事業…… 59
21　居宅介護等事業…… 60
22　老人福祉事業…… 60
23　地域包括支援センター事業…… 61
24　老人デイサービスセンター事業…… 62
25　老人介護支援センター事業…… 62
26　ひとり暮らし高齢者安否確認事業…… 63

福　祉　行　政　の　組　織

新城市

健康福祉部

福祉課

地域福祉係（電話23-7624）
生活保護、民生委員児童委員、災害援助、日本赤十字社、行旅病人および行旅死亡人、戦傷病者・戦没者遺族援護などに関すること

障害福祉係（電話23-7624）
障害者手帳、障害者手当、障害福祉サービスなどに関すること

高齢者支援課

介護保険係（電話23-7688）
住民異動に伴う介護保険の受付、介護保険被保険者証等の再交付、介護保険料の収納、要介護認定等、介護認定審査会の運営、介護保険給付、地域支援事業、介護保険に係る相談に関すること。
その他東三河広域連合長の定める事務に関すること。

地域包括ケア係（電話23-7688）
地域包括ケアの推進に関すること

長寿福祉係（電話23-7688）
高齢者福祉、老人福祉施設に関すること

こども未来課

こども園係（電話23-7622）
こども園およびおおぞら園の運営、子ども・子育て会議、子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策などに関すること

子育て給付係（電話23-7622）
児童手当、児童扶養手当、放課後児童クラブの運営、子育て支援センターおよび児童館の運営などに関すること

- こども園（15園）
- おおぞら園
- 児童館(2か所)
- 地域子育て支援センター(3か所)
- 放課後児童クラブ(20か所)

こども家庭センター

子育て支援係（電話23-7621）
母子保健、子どもの発達相談等に関すること

家庭相談係（電話22-9918）
児童虐待の予防と対応、家庭児童相談、女性相談などに関すること

保険医療課

福祉医療係（電話23-7625）
子ども医療、母子家庭等医療、障害者医療、後期高齢者福祉医療、後期高齢者医療などに関すること

健康課（保健センター）

地域医療支援センター

作手診療所

総合支所

地域課

地域振興係
本庁の福祉課、こども未来課、保険医療課などの業務に関すること

社会福祉協議会（電話23-5618）

新　城　市　の　概　要

新城市は、新城市、鳳来町、作手村の新設合併によって平成 17 年 10 月 1 日に誕生しました。愛知県の東部、東三河の中央に位置し、東は静岡県に接しています。

東西約 29.5 キロメートル、南北約 27.3 キロメートルで、県内 2 番目の広さとなる 499.23 平方キロメートルを有しています。

1　地区別人口（令和 6 年 4 月 1 日現在）

地区名	男性	女性	合計	世帯数
新城地区	15,753 人	15,667 人	31,420 人	12,821 世帯
鳳来地区	4,537 人	4,721 人	9,258 人	3,959 世帯
作手地区	1,020 人	1,086 人	2,106 人	936 世帯
総　数	21,310 人	21,474 人	42,784 人	17,716 世帯

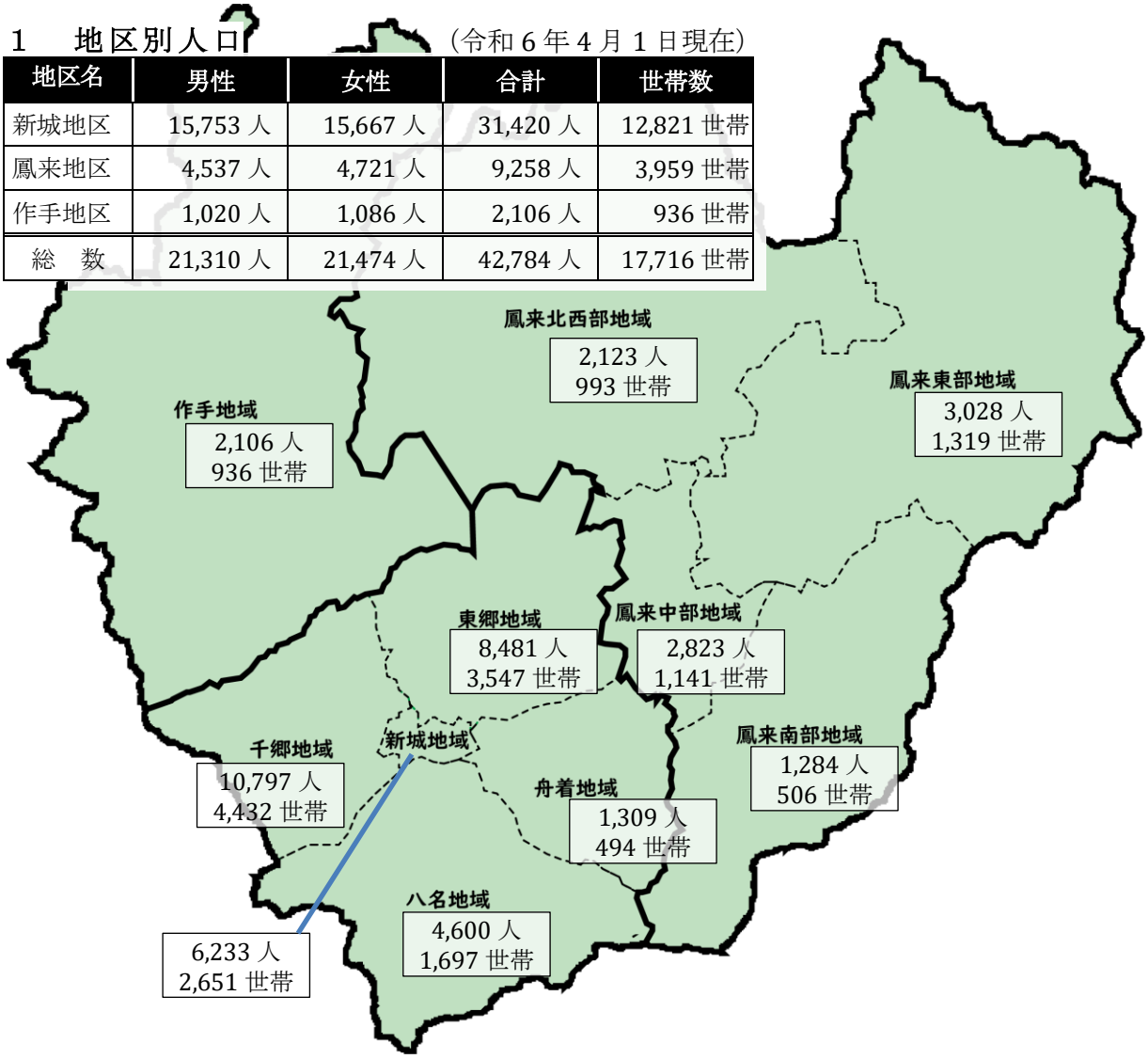

2　年代別人口（令和 6 年 4 月 1 日現在）※最高齢は 108 歳

年齢	人数
10 歳未満	2, 381
10 歳～19 歳	3, 655
20 歳～29 歳	3, 252
30 歳～39 歳	3, 594
40 歳～49 歳	5, 303
50 歳～59 歳	5, 501
60 歳～69 歳	6, 221
70 歳～79 歳	7, 249
80 歳～89 歳	4, 211
90 歳～99 歳	1, 361
100 歳以上	56

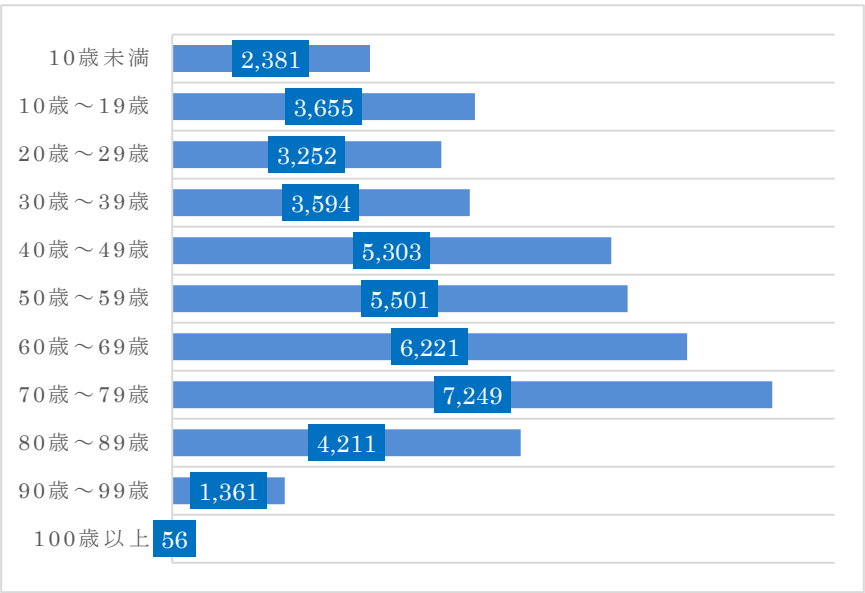

地 域 の 福 祉

1　民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い社会福祉の増進に努めており、児童委員を兼ねています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行います。

任期は3年で、現在新城市内には107人の民生・児童委員がいます。

また、児童に関することを専門的に担当する主任児童委員が12名任命されています。

○活動状況

区　　分			令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談・支援件数	内容別	在宅福祉	220件	200件	331件
		介護保険	58件	35件	70件
		健康・保健医療	163件	73件	75件
		子育て・母子保健	9件	4件	7件
		子どもの地域生活	319件	174件	84件
		子どもの教育･学校生活	43件	105件	30件
		生活費	10件	10件	5件
		年金・保険	2件	0件	5件
		仕事	4件	6件	19件
		家族関係	19件	32件	35件
		住居	23件	34件	13件
		生活環境	60件	59件	109件
		日常的な支援	206件	129件	309件
		その他	579件	701件	1,018件
	計		1,715件	1,562件	2,110件
	分野別	高齢者に関すること	778件	678件	1,238件
		障害者に関すること	314件	388件	503件
		子どもに関すること	222件	187件	133件
		その他	401件	309件	236件
	計		1,715件	1,562件	2,110件
その他の活動件数	調査・実態把握		1,203件	647件	809件
	行事･事業･会議への参加・協力		1,259件	1,567件	1,999件
	地域福祉活動・自主活動		2,978件	2,997件	2,927件
	民児協運営・研修		2,527件	2,714件	2,726件
	証明事務		220件	230件	175件
	要保護児童の発見の通告・仲介		3件	3件	0件
	計		8,190件	8,158件	8,636件
訪問回数			9,101件	8,978件	9,498件
連絡調整回数			5,838回	5,635回	4,402回
活動日数			12,626日	12,692日	13,394日

2　新城保護区保護司会、新城更生保護女性会

「新城保護区保護司会」の24名の保護司は、非常勤の国家公務員（任期：2年）として法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティアです。社会奉仕の精神を持って犯罪を犯した者の更生を助けるとともに、非行や犯罪予防のための啓発に努めています。

「新城更生保護女性会」は、女性の立場から保護司に協力し、地域社会の犯罪・非行の未然防止と過ちを犯した人たちの更生を支援している116名の会員から成るボランティア団体です。

3　社会を明るくする運動

「社会を明るくする運動」は、市民すべてが力を合わせて青少年の非行防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深めることにより、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動で、毎年7月が強調月間です。

4　災害援助

（1）新城市災害弔慰金

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象などにより死亡した市民の遺族に対する「災害弔慰金」、精神や身体に著しい障害を受けた市民に対する「災害障害見舞金」の支給を行います。

また、被災世帯の世帯主に対する「災害援護資金」の貸付けも行います。

（2）新城市災害見舞金等

市の区域内において地震、落雷、風水害などの自然災害、火災で死亡した市民の遺族、3か月以上の入院加療が必要な負傷をした市民または居住用住宅が焼失・損壊した世帯主に対し見舞金、弔慰金の支給を行います。

（3）災害時要援護者支援事業

災害時や災害発生のおそれがある場合に、一人では避難できず何らかの助けを必要とする方（災害時要援護者）が円滑に支援を受けることができるように、災害時要援護者のうち同意を得た方の名簿を作成しています。地域支援関係者に名簿を提供し、平常時に災害に備えた計画を作成してもらえるように呼びかけています。

○同意者数　　（各年4月1日現在）

年	令和4年	令和5年	令和6年
人数	2,317人	2,095人	1,923人

（4）福祉避難所

福祉避難所は、一般の避難所では生活が困難で、避難生活に特別な配慮が必要となる災害時要援護者が避難生活を送るための設備、体制の整った二次的な避難所です。

災害の規模や避難所の状況などを考慮し、福祉避難所が必要と判断した場合に開設し、受け入れ体制が整った福祉避難所から順次対象者の受け入れを開始します。

また令和2年6月に9つの児童福祉施設が加わりました。

○指定福祉避難所

対象者	施設名
避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする方およびその介護を行なう親族など	養護老人ホーム寿楽荘 高齢者生活福祉センター虹の郷 鳳来ケアセンター 小規模多機能ホームろくじゅ新城
避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする障がい者およびその介護や支援を行なう親族など	レインボーはうす
避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする児童およびその養育を行なう親族など	城北子育て支援センター 千郷東こども園 東郷西こども園 八名こども園 長篠こども園 鳳来こども園 山吉田こども園 大野こども園 作手子育て支援センター

5　行旅病人及び行旅死亡人

歩けないほどの病気にかかった旅行者で、診療を受ける財産を持ち合わせず助ける者もいない方（行旅病人）の救護および本籍地・住所、氏名などが判明せず、遺体の引き取り手のない死者（行旅死亡人）が発見された場合の供養などは、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」の規定により対応します。

6　戦傷病者及び戦没者遺族への援護

（1）給付事業

旧軍人、軍属や準軍属（動員学徒、徴用工など）の方が、在職中の公務による負傷や病気が原因で身体に一定以上障害が残っている場合、傷病恩給、障害年金、特例障害年金、障害一時金、戦傷病者手帳の交付が受けられます。

また、公務により死亡された場合、その遺族の方にそれぞれの要件に応じた公務扶助料、遺族年金、遺族給付金、弔慰金、戦没者等の妻の特別給付金などが支給されます。

○第 11 回特別弔慰金

今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思いをいたし、弔慰の意を表すため、戦没者などのご遺族に額面 25 万円、5 年償還の記名国債を支給するものです。申請受付は令和 5 年 3 月 31 日で終了しました。。

（2）平和祈念式典事業

戦争で亡くなった方や戦争による負傷で亡くなった方たちに追悼の意を表すとともに、恒久平和を祈念するために平和祈念式典を行っています。

7　献血推進

新城市献血推進協議会では、住民の健康と生命を守るため移動採血車により地区住民の献血を推進し、輸血用血液の確保に努めています。

○献血実績

年　度	実施日数	採血者数	200ｍｌ	400ｍｌ
令和 3 年度	延べ 18 日（15 会場）	870 人	59 人	811 人
令和 4 年度	延べ 17 日（19 会場）	1,083 人	68 人	1,015 人
令和 5 年度	延べ 18 日（15 会場）	859 人	51 人	808 人

8　日本赤十字社

日本赤十字社は、人道、博愛を基本とする赤十字の理念の基に、お互いに助け合い平和な社会を築くことを目指しています。

毎年、活動資金の募集を行い、その資金を活用して災害救護活動、血液事業、医療体制の整備、社会福祉事業、赤十字奉仕団の育成、救急法、国際援護活動や健康生活支援、幼児安全法の講習などを行っています。

○活動資金募集実績（日本赤十字社新城市地区）

年　度	一般		法人	
	会員数	活動資金総額	会員数	活動資金総額
令和 3 年度	9,841 世帯	5,094,146 円	99 事業所	786,450 円
令和 4 年度	9,741 世帯	5,021,524 円	104 事業所	785,505 円
令和 5 年度	9,493 世帯	4,904,030 円	103 事業所	749,000 円

※新型コロナウイルス感染症対策のため、法人の活動資金募集を中止しました。

9　生活保護

（１）保護の実施

生活保護制度は、病気、失業その他の事情で生活に困窮する場合に、最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図る制度です。

生活保護を受けるためには、自分の能力に応じて働いたり、持っている資産を生活のために活用するなど最善の努力をすることが必要で、それでもなお最低限の生活が営めない場合において保護が行われます。

生活保護の申請があると、家庭の生活、収入、資産状況や親族からの援助の可否などを調査して、保護の要否とその程度を決定します。

生活保護は、国の基準によって計算したその世帯の最低生活費とその世帯の収入とを比較して、収入の方が少ない場合に受けられ、最低生活費から収入を引いた額が保護費として支給されます。

（２）被保護世帯数及び人員等の推移（各年４月１日現在）

年	総人口	被保護人員	保護率	被保護世帯数
令和４年	44,136 人	180 人	0.40%	134 世帯
令和５年	43,458 人	196 人	0.45%	143 世帯
令和６年	42,784 人	209 人	0.49%	158 世帯

※保護率は、被保護人員／総人口。

（３）被保護世帯の類型別　（各年４月１日現在）

年/区分	高齢世帯	母子世帯	傷病障害世帯	その他	計
令和４年	66 世帯	9 世帯	31 世帯	28 世帯	134 世帯
令和５年	64 世帯	10 世帯	33 世帯	36 世帯	143 世帯
令和６年	73 世帯	10 世帯	43 世帯	32 世帯	158 世帯

（４）保護の種類と種類別保護の状況

保護の種類には、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の８つがあります。種類別の保護状況は次のとおりです。

（各年４月１日現在）

年/区分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	生業扶助	医療扶助	
						（入院）	（外来）
令和４年	112 世帯	95 世帯	11 世帯	25 世帯	5 世帯	5 世帯	103 世帯
	157 人	139 人	20 人	26 人	5 人	5 人	127 人
令和５年	124 世帯	104 世帯	9 世帯	25 世帯	5 世帯	3 世帯	114 世帯
	176 人	155 人	16 人	26 人	7 人	3 人	149 人
令和６年	129 世帯	116 世帯	9 世帯	23 世帯	6 世帯	6 世帯	129 世帯
	178 人	164 人	16 人	26 人	6 人	6 人	167 人

10　生活困窮者自立相談支援等事業

生活保護に至っていない生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方）に対し、「第２のセーフティネット」として、包括的な支援を行うことにより、自立の促進を目的としています。

また、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することとし、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者を通じた地域づくり」を目標としています。

（１）自立相談支援事業（新城市社会福祉協議会委託業務）

生活の困りごとや不安を抱えている場合の相談窓口です。支援員がどのような支援が必要なのか相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

（２）住居確保給付金の支給

休業等に伴う収入の減少により、家賃の支払いに困り、住居を失うおそれが生じている方に、一定期間、家賃相当額を支給します。また、生活の土台となる住居を整えた上で、生活再建に向けた支援を行います。

※世帯の収入など、支給には一定の要件があります。

（３）家計改善支援事業（新城市社会福祉協議会委託業務）

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計管理できるよう状況に応じた支援計画の作成や相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じた貸付のあっせんなどを行い、早期の生活再生を支援します。

（４）学習・生活支援事業（新城市社会福祉協議会委託業務）

様々な要因で学習する環境が整っていない世帯の小中学生を対象に、学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

（５）就労準備支援事業（新城福祉会委託業務）

長期間働いていないなど、働くことに不安や悩みを抱えた方に１年を超えない期間で就労に向けた支援計画を作成し、就労への準備を支援します。

（６）利用状況

年度/区分	自立相談支援事業	住居確保給付金の支給	家計改善支援事業	学習・生活支援事業		就労準備支援事業	
				延利用回数	登録人数	延利用者数	実利用者数
令和３年度	76 件	10 件	17 件	393 回	17 人	18 人	2 人
令和４年度	49 件	1 件	12 件	704 回	19 人	135 人	3 人
令和５年度	53 件	0 件	15 件	754 回	23 人	123 人	4 人

（７）問い合わせ先

市役所福祉課　　電話 23－7624（1～5）

新城市くらし・しごとサポートセンター　　電話 24－9811（1，3，4）

（新城市社会福祉協議会内）

障 害 者 の 福 祉

1　障害者手帳の交付

（1）身体障害者手帳

目、耳、口、肢体、心臓、腎臓、呼吸器、肝臓などに一定以上の永続する障害があり、障害の程度により１級から 6 級までの等級区分のいずれかに該当する方へ交付します。

※今年度の冊子より、福祉行政報告例と同様に手帳所持の実人数として挙げています。
２つ以上の障害が貼付する方については、主たる障害のみを計上しています。

○　交付状況

①　視覚　（各年度末日現在）

年	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
令和 3 年	34 人	20 人	10 人	1 人	10 人	5 人	80 人
令和 4 年	39 人	23 人	7 人	2 人	9 人	4 人	84 人
令和 5 年	37 人	23 人	8 人	3 人	9 人	3 人	83 人

②　聴覚・平衡機能　（各年度末日現在）

年	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
令和 3 年	9 人	17 人	16 人	24 人	0 人	35 人	101 人
令和 4 年	9 人	17 人	16 人	20 人	0 人	35 人	97 人
令和 5 年	6 人	20 人	16 人	17 人	0 人	33 人	92 人

③　音声・言語そしゃく機能　（各年度末日現在）

年	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
令和 3 年	1 人	2 人	10 人	8 人	―	―	21 人
令和 4 年	1 人	2 人	11 人	8 人	―	―	22 人
令和 5 年	0 人	0 人	11 人	6 人	―	―	17 人

④　肢体不自由　（各年度末日現在）

年	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
令和 3 年	127 人	149 人	213 人	229 人	75 人	43 人	836 人
令和 4 年	121 人	142 人	196 人	227 人	76 人	41 人	803 人
令和 5 年	125 人	149 人	183 人	221 人	69 人	39 人	786 人

⑤　内部障害　（各年度末日現在）

年	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
令和 3 年	399 人	8 人	121 人	178 人	―	―	706 人
令和 4 年	392 人	11 人	125 人	172 人	―	―	700 人
令和 5 年	377 人	10 人	138 人	181 人	―	―	706 人

⑥　合計　（各年度末日現在）

年	視覚	聴覚 平衡機能	音声・言語 そしゃく機能	肢体 不自由	内部障害	計
令和 3 年	80 人	101 人	21 人	836 人	706 人	1,744 人
令和 4 年	84 人	97 人	22 人	803 人	700 人	1,706 人
令和 5 年	83 人	92 人	17 人	786 人	706 人	1,684 人

（2）療育手帳

概ね 18 歳以前に持続すると思われる知的障害（知能指数 75 以下）が認められた方

○ 交付状況　（各年 4 月 1 日現在）

年	重　度 (IQ35 以下)	中　度 (IQ36～50)	軽　度 (IQ51～75)	計
令和 4 年	152 人	141 人	139 人	432 人
令和 5 年	145 人	138 人	147 人	430 人
令和 6 年	153 人	142 人	154 人	449 人

（３）精神障害者保健福祉手帳

精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方
（知的障害を除く精神患者のすべて）

○ 交付状況　（各年４月１日現在）

年	１級	２級	３級	計
令和４年	70 人	325 人	66 人	461 人
令和５年	66 人	325 人	71 人	462 人
令和６年	70 人	357 人	70 人	497 人

２　障害福祉サービス

障害の程度、心身の状態などの病状などに応じて受けられる全国一律のサービスです。

（1）障害福祉サービスの利用申請等

市では、利用希望者から申請を受け付けた後、利用者に必要とされる支援の度合いを審査会などを通して総合的に判定し、支給の決定を行います。

（2）障害福祉サービスの利用

障害福祉サービスを利用する場合、指定サービス事業者と契約を締結し、サービスの提供を受けます。

（3）障害福祉サービスの利用者負担金

障害福祉サービスの利用者負担は定率で、原則１割負担となっています。
なお、利用者の負担軽減を図るため、所得に応じた負担上限額があります。

区　分	世帯の収入状況		負担上限額（月額）
生活保護・低所得	生活保護受給世帯・市民税非課税世帯		0 円
一　般　1	市民税課税世帯	※居宅の障害児	4,600 円
		※居宅の障害者 ※施設入所の障害児	9,300 円
一　般　2	上記以外の市民税課税世帯		37,200 円

※詳細は福祉課で、ご確認ください。利用するサービスに応じて負担上限額の軽減策が講じられますので、利用されるときには必ずご確認ください。

（4）障害福祉サービスの種類と内容

① 介護給付

種　別	内　容
居宅介護	ヘルパーの派遣により自宅での入浴、排泄、食事の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排泄、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
行動援護	知的や精神の障害により行動が困難で介護が必要な方に、行動をするとき必要な介助や外出時の移動支援を行います。
同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な方に、外出時に同行して移動の支援を行います。
療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や日常生活上のお世話をします。
生活介護	常に介護を必要とする方に、施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する方が病気の場合などに短期間施設へ入所ができます。
重度障害者等包括支援	介護が必要と認められた方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
施設入所支援	施設入所者に対して入浴や排泄、食事などの介護を行います。

② 訓練等給付

種　別	内　　容
自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう一定期間における身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。（生活訓練･機能訓練）
就労移行支援	就労を希望する方に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。 （A 型＝雇用型・B 型＝非雇用型）
共同生活援助 （グループホーム）	地域で共同生活を営む方に、住居における相談や生活上の援助を行います。
宿泊型 自立訓練	居室その他の設備を利用させるとともに家事などの日常生活能力の向上を図るため支援・生活等に関する相談および助言など必要な支援を行います。
就労定着支援	障害のある方が雇用された企業などで就労の継続を図るため、関係者との連絡調整、雇用に伴い生じる日常生活または社会生活を営む上での各般の問題に関する相談による課題把握、指導および助言その他の必要な支援などを行います。
自立生活援助	地域移行を支援するため定期的な巡回訪問や随時の対応などにより必要な援助を行うサービス

③ 相談支援給付

種　別	内　　容
地域移行支援	障害者施設に入所している障害者や精神科病院に入院している精神障害者などに、住居の確保などの地域における生活に移行するための活動に関する相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態などに訪問や相談などの必要な支援を行います。
計画相談支援	障害福祉サービス等を申請した障害者（児）についてサービス等利用計画の作成、および支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。

（5）障害福祉サービスの利用実績

① 介護給付

事業種別	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	延人数	利用日数等	延人数	利用日数等	延人数	利用日数等
居宅介護	1,501 人	17,170 時間	1,426 人	15,445 時間	1,057 人	15,572 時間
重度訪問介護	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
行動援護	266 人	1,313 時間	294 人	1,425 時間	284 人	1,636 時間
同行援護	22 人	412 時間	18 人	755 時間	11 人	361 時間
療養介護	84 人	2,555 日	84 人	2,553 日	84 人	2,534 日
生活介護	1,616 人	30,292 日	1,670 人	32,077 日	1,705 人	33,106 日
短期入所	97 人	512 日	118 人	720 日	270 人	1,303 日
重度障害者等包括支援	—	—	—	—	—	—
施設入所支援	597 人	17,809 日	608 人	18,048 日	611 人	18334 日

② 訓練等給付

事業種別	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	延人数	利用日数等	延人数	利用日数等	延人数	利用日数等
自立訓練	99 人	1,010 日	98 人	1,019 日	127 人	1,176 日
就労移行支援	158 人	2,586 日	134 人	1,924 日	160 人	2,574 日
就労継続支援Ａ	182 人	3,882 日	200 人	4,282 日	250 人	5,160 日
就労継続支援Ｂ	1,328 人	22,139 日	1383 人	23,043 日	1,443 人	24,287 日
共同生活援助	775 人	22,511 日	847 人	24,686 日	838 人	24,330 日

宿泊型自立訓練	20 人	603 日	12 人	360 日	13 人	375 日
就労定着支援	106 人	―	86 人	―	78 人	―
自立生活援助	―	―	―	―	6 人	―

③ 相談支援給付（延べ人数）

事業種別	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域移行支援	13 人	6 人	25 人
地域定着支援	100 人	88 人	64 人
計画相談支援	1,809 人	1,830 人	1,859 人

（６）市内の障害福祉サービス事業所

① 日中活動系サービス

種　別	事業所名	定員
生活介護	西部福祉会館	30 人
	レインボーはうす	34 人
	オレンジピント	
	グリーンファーム	
	Aolani　base	20 人
	デイサービスここあ	20 人
就労移行支援	レインボーはうす	6 人
	もくせいの家ほうらい	6 人
就労継続支援Ａ型	マナハウス	20 人
就労継続支援Ｂ型	レインボーのお菓子やさん	20 人
	もくせいの家ほうらい	14 人
	やすらぎの家	20 人
	シャローム	20 人
	サーム 23	20 人
	ウイングス	20 人
自立訓練（生活訓練）	やまなみハウス	6 人

② グループホーム

事業所名	ホ ー ム 名	定員
サポートホームしんしろ	矢部ホーム　（矢部）	5 人
	平井ホーム　（平井）	4 人
	石田ホーム　（石田）	5 人
	市場台ホーム（市場台）	4 人
	サテライト平井（平井）	1 人
サポートホーム第２しんしろ	第 2 矢部ホーム（矢部）	7 人
	万福ホーム　（石田）	7 人
	長篠ホーム　（長篠）	4 人
マナホーム	マナホーム　（富永）	7 人
	マナホーム 2　（富永）	6 人
	マナホーム 3　（東沖野）	3 人
	マナホーム 4　（平井）	4 人
緑が丘ホーム	緑が丘ホーム　（緑が丘）	5 人

③ 居宅介護

事 業 所 名	電話	所　在　地
レインボーはうす	24-1313	新城市矢部字本並 48 番地
しんしろ福祉会館	25-7038	新城市字東沖野 20 番地 12
みかわ市民生協 コープあいち福祉サービス・新城	24-1811	新城市字西新町 12 番地 1
瑞穂ケア・サービス	23-8138	新城市字東沖野 37 番地 4
ヘルパーステーション幸	22-3365	新城市城北二丁目 10 番地 2
ないろサポート	25-7716	新城市野田字上市場 25 番地 147
訪問介護本舗みらい	29-0182	新城市片山字西野畑 548 番地 11 グリーンフラッツ 102

④ 行動援護

事 業 所 名	電話
レインボーはうす	24-1313

⑤ 短期入所

事 業 所 名	電話
第 2 矢部ホーム	22-3787

⑥ 日中活動系サービス等を行う事業所の連絡先

ア　社会福祉法人　新城福祉会

事 業 所 名	電話	所　在　地
西部福祉会館	24-0505	新城市野田字上市場 26 番地 2
レインボーはうす	24-1313	新城市矢部字本並 48 番地
レインボーのお菓子やさん		新城市字町並 109 番地オレンジプラザ
オレンジピント		新城市字町並 106 番 107 番合併地
グリーンファーム		新城市平井字野地 22 番地 1・23 番地 1 101 号
サポートホームしんしろ		
サポートホーム第 2 しんしろ		

イ　特定非営利活動法人　もくせいの家

事 業 所 名	電話	所　在　地
もくせいの家ほうらい	32-3930	新城市長篠字丸井 5 番地 2

ウ　有限会社グレース

事 業 所 名	電話	所　在　地
マナハウス	23-8141	新城市町並 105 番地
マナホーム	23-6332	新城市富永字郷中 52 番地 2

エ　社会福祉法人　やまなみ会

事 業 所 名	電話	所　在　地
やすらぎの家	23-0087	新城市字下川 23 番地
やまなみハウス		

オ　株式会社　プレイズ

事 業 所 名	電話	所　在　地
シャローム	25-7030	新城市平井字東長田 33 番地 2
サーム 23	25-7500	新城市平井字後田 12 番地 5

カ　特定非営利活動法人　サンたいよう

事 業 所 名	電話	所　在　地
緑が丘ホーム	25-1235	新城市緑が丘 4 丁目 1 番地 11

キ　特定非営利活動法人　カナン

事業所名	電話	所在地
ウィングス	22-9001	新城市富永字向夏目６番地２

ク　株式会社　Aolani

事業所名	電話	所在地
Aolani　base	26-2310	新城市富岡字大廻り１０番地１

ケ　株式会社　シンメー

事業所名	電話	所在地
デイサービス　ここあ	25-7511	新城市杉山字池下１１番地１

⑦自立生活援助

社会福祉法人　新城福祉会

事業所名	電話	所在地
レインボーはうす	24-1313	新城市矢部字本並 48 番地

３　障害児通所支援等

児童福祉法に基づき年齢や障害特性に応じた専門的な支援として、未就学児を対象とする児童発達支援と就学児を対象とする放課後等デイサービスが設けられています。

（1）障害児通所支援

障害児が施設などに通い、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを受けられます。

○利用実績

年度/種別	児童発達支援		放課後等デイサービス	
	延利用人数	利用日数等	延利用人数	利用日数等
令和３年度	314 人	3,738 日	604 人	7,605 日
令和４年度	297 人	3,432 日	644 人	7,677 日
令和５年度	372 人	3,836 日	718 人	8,680 日

（2）障害児計画相談支援　（9 ページ（計画相談支援）参照）

○利用実績

年　度	延利用人数
令和３年度	319 人
令和４年度	359 人
令和５年度	329 人

（3）障害児通所支援サービスを行う事業所

① 特定非営利活動法人　ママサポート　子いづみや

事業所名	電話	所在地
児童発達支援　おひさま	23-8510	新城市片山 361 番地７
放課後等デイサービス　おひさま Step	29-4425	新城市中野 17 番地２

② 特定非営利活動法人　カナン

事業所名	電話	所在地
りんくる	22-9000	新城市富永字向夏目６番地２

③ 特定非営利活動法人　Ｊｕｍｐ

事業所名	電話	所在地
Ｊｒ．Ｊｕｍｐ	0533-93-7242	豊川市一宮町野添 219 番地１

４　地域生活支援事業

障害者総合支援法では、地域の実情に応じて柔軟に実施することが望ましい事業を地域生活支援事業として位置づけており、市では次の事業を実施しています。

（1）相談支援

障害者などからの相談に応じ、情報の提供や権利擁護のために必要な援助などを行います。

① 新城市基幹相談支援センター（総合相談窓口）
② 新城市社会福祉協議会相談支援事業所
③ 新城市障害者相談支援事業所レインボーはうす
④ やまなみ会相談支援事業所
⑤ もくせいの家ほうらい相談支援事業所

（2）意思疎通支援

聴覚・言語・音声機能などの障害のため意思疎通に支障のある障害者に手話通訳者などを利用者負担なしで派遣をする事業です。

（3）身体障害者訪問入浴サービス

入浴が困難な在宅の重度障害者に対し委託業者を派遣して、入浴サービスを行います。負担金は、1 回につき 1,000 円です。

○利用状況

年　度	実人数	延人数
令和 3 年度	10 人	696 人
令和 4 年度	10 人	556 人
令和 5 年度	8 人	467 人

（4）日常生活用具給付

在宅の障害者に日常生活を円滑に送るための用具などの給付をします。

① 日常生活用具の種類

障害部位	品　　目
下肢・体幹障害	便器、特殊マット、訓練用ベッド、特殊寝台、火災警報器、自動消火器、特殊尿器、入浴補助用具、体位変換器、移動支援用具、移動用リフト、住宅改修費、紙おむつ、その他
肢体・言語障害	火災警報器、自動消火器、携帯用会話補助装置、その他
上　肢　障　害	特殊便器、火災警報器、自動消火器、その他
視　覚　障　害	ポータブルレコーダー、点字タイプライター、時計、電磁調理器、火災警報器、自動消火器、音声式体温計、音声体重計、点字図書、拡大読書器、点字ディスプレイ、活字文書読上げ装置、その他
聴　覚　障　害	屋内信号装置、火災警報器、情報受信装置・通信装置、自動消火器、人工内耳用音声信号処理装置、その他
腎　臓　障　害	透析液加温器
呼 吸 器 障 害	酸素ボンベ運搬車、ネブライザー、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター、発電機、外部バッテリー等
膀胱・直腸障害	収尿器、ストマ用装具

② 費用負担

障害福祉サービスとは別に、原則 1 割負担となります。なお、利用者の負担軽減を図るため所得に応じた負担上限額が設定されています。

（５）移動支援

屋外での移動に困難がある障害者が社会生活上必要な外出、および余暇活動などの社会参加する場合、ヘルパーが外出支援を行います。

① 移動支援事業利用実績

年度/種別	身体障害者		知的障害者		精神障害者		障害児	
	実人員	延時間	実人員	延時間	実人員	延時間	実人員	延時間
令和３年度	16 人	431 時間	50 人	2,387 時間	9 人	417 時間	3 人	110 時間
令和４年度	17 人	500 時間	50 人	2380 時間	10 人	377 時間	4 人	65 時間
令和５年度	17 人	603 時間	59 人	2,592 時間	14 人	249 時間	1 人	6 時間

② 移動支援指定事業所一覧

事　業　所　名	電　話	所　在　地
しんしろ福祉会館訪問介護事業所	25-7038	新城市字東沖野 20 番地 12
居宅介護事業所レインボーはうす	24-1313	新城市矢部字本並 48 番地
コープあいち福祉サービス新城	24-1811	新城市字西新町 12 番地 1
コープあいち福祉サービス豊川	0533-85-7289	豊川市西塚町二丁目 6 番地
みその訪問介護サービス	0533-93-1712	豊川市金沢町稲場 7 番地
キラリ訪問介護	0533-83-3788	豊川市上野三丁目 281 番地
たいよう介護ステーション	0533-65-7730	豊川市諏訪一丁目 35 番地
ヘルパーステーション幸	22-3365	新城市城北二丁目 10 番地 2
なないろサポート	25-7716	新城市野田字上市場 25 番地 147
愛福	0533-74-3888	豊川市八幡町大池 17 番地 7
瑞穂ケア・サービス	23-8138	新城市字東沖野 37 番地 4
介護舎みらい	0533-74-5606	豊川市中央通三丁目 28 番地　豊川稲荷ビル 5 階
ヘルパーステーション　心春	0532-26-8301	豊橋市上野町字上ノ山 18 - 1 グレープリーフ 102 号

※事業所ごとで受入可能な障害種別を設定しています。詳細は福祉課までお問合せください。

（６）地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会や社会との交流の場を提供する事業です。他市町村の地域活動支援センターの利用も可能ですが、事前に福祉課でご相談ください。

○新城市西部福祉会館地域活動支援センター利用実績

年度/種別	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
令和３年度	4 人	733 人	11 人	785 人	10 人	830 人
令和４年度	7 人	796 人	9 人	868 人	11 人	895 人
令和５年度	6 人	742 人	9 人	989 人	9 人	398 人

（７）日中一時支援

障害者（児）施設等において日中活動の場を提供し、介護者の一時的な休息を図ります。

① 日中一時支援事業利用実績

年度/種別	身体障害者		知的障害者		精神障害者		障害児	
	実人員	延回数	実人員	延回数	実人員	延回数	実人員	延回数
令和３年度	6 人	177 回	13 人	349 回	14 人	511 回	17 人	472 回
令和４年度	4 人	109 回	10 人	394 回	11 人	338 回	19 人	346 回
令和５年度	0 人	0 回	11 人	381 回	21 人	826 回	15 人	219 回

② 日中一時支援事業所一覧

事　業　所　名	電　話	所　在　地
レインボーはうす	24-1313	新城市矢部字本並 48 番地
やすらぎの家	23-0087	新城市字下川 23 番地
もくせいの家ほうらい	32-3930	新城市長篠字丸井 5 番地 2
シャローム	25-7030	新城市平井字東長田 33 番地 2
西部福祉会館	24-0505	新城市野田字上市場 26 番地 2

レインボーのお菓子屋さん	24-1313	新城市字町並 109 番地オレンジプラザ
シンシア豊川	0533-88-7500	豊川市平尾町諏訪下 10 番地
ホタルの郷	0533-93-7686	豊川市足山田町年長 1 番地 6
ショートステイ　樹・たつき	0533-93-7331	豊川市大木町鑓水 37 番 374
愛厚希全の里	0533-93-2062	豊川市一宮町上新切 33 番地 267
豊橋ゆたか学園	0532-62-0112	豊橋市高師町字北原 1 番地 104
あかね荘	0532-48-2825	豊橋市野依町字山中 19 番地 12
いわさき・こどもショートステイ	0532-61-2062	豊橋市岩崎町字利兵 71 番地
めぐみ	0533-95-0980	豊川市三蔵子町北浦 4 番地
児童デイサービスたいよう	0533-65-7730	豊川市諏訪一丁目３５番地
えーる	0567-55-7911	津島市大木町字郷前３３番地

※事業所ごとで受入可能な障害種別を設定しています。詳細は福祉課へお問合せください。

（８）その他の地域生活支援事業

自動車改造助成、自動車運転免許取得助成、安心生活支援事業（宿泊体験）などがあります。

○給付実績

年度/種別	自動車改造助成	自動車運転免許取得助成	安心生活支援事業（宿泊体験）
令和 3 年度	1 人	0 人	7 人
令和 4 年度	2 人	0 人	9 人
令和 5 年度	2 人	0 人	12 人

※（4）・（5）・（7）の事業は、原則 1 割の自己負担がありますが、障害福祉サービスに準じた負担上限を設けております。

5　自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。自己負担は原則 1 割ですが、所得に応じて自己負担上限額が設定されます。また、自己負担分を助成する市の医療費助成制度もあります。

申請の窓口は、福祉課または鳳来・作手各総合支所地域課です。

（1）精神通院

精神疾患により継続的に通院が必要な方に、自立支援医療受給者証を発行します。
この受給者証の提示により、通院医療費を公費で負担します。
申請に際しては指定の診断書、健康保険証、マイナンバーなどが必要となります。

○発行実績（各年 4 月 1 日現在）

年	自立支援医療受給者証
令和 4 年	701 人
令和 5 年	762 人
令和 6 年	805 人

（2）更生医療

身体に障害のある方がその障害程度を軽くしたり、日常生活上効果が見込まれると医師が認めた場合に、医療の給付を行います。

申請には指定の医師の意見書、健康保険証、マイナンバーなどが必要となります。

① 対象者：身体障害者手帳を所持している 18 歳以上の方
② 内　容：指定医療機関における腎臓機能障害の人工透析療法・抗免疫療法など
　　心臓機能障害者や肢体不自由者の手術・治療など
③ 給付決定件数

年度/種別	腎臓	心臓	肢体	免疫	聴覚	そしゃく
令和 3 年度	71 件	1 件	0 件	4 件	0 件	2 件
令和 4 年度	62 件	1 件	1 件	0 件	0 件	1 件
令和 5 年度	66 件	0 件	0 件	3 件	0 件	1 件

（3）育成医療

18 歳未満の身体上の障害を有する方が、生活能力を得るために必要となる医療の給付を行います。

○給付決定件数

年度/種別	聴覚	心臓	そしゃく	肢体	視覚	その他
令和 3 年度	0 件	0 件	8 件	0 件	0 件	1 件
令和 4 年度	0 件	1 件	6 件	0 件	0 件	0 件
令和 5 年度	0 件	0 件	6 件	1 件	0 件	0 件

6　補装具

身体に障害のある方が、その障害を補い日常生活を維持するための器具を購入または修理に要する費用に対して助成します。なお、支給を受けるには、器具を購入または修理する前に申請する必要があります。

（1）基準（以下に掲げる要件を全て満たすもの）

① 身体の欠損または損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計、加工されたものであること。
② 身体に装着・装用して日常生活、就学または就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するものであること。
③ 給付に際して専門的な知見を要するものであること。

（2）補装具の主な種類

義手、義足、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、盲人安全つえ、補聴器、重度障害者用意思伝達装置

（3）費用負担

原則 1 割負担となります。なお、障害福祉サービスと同様、負担軽減を図るため所得に応じた負担上限額があります。

7　軽度・中等度難聴児補聴器

18 歳未満で身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の言語習得や教育などにおける健全な発育を支援するため、補聴器の購入または修理に要する費用に対して助成します。なお、支給を受けるには、器具を購入または修理する前に申請が必要です。

なお、利用者負担は原則 1 割負担となります。

○助成実績

年度/種別	修理	購入
令和 3 年度	0 件	1 件
令和 4 年度	1 件	0 件
令和 5 年度	0 件	0 件

8　各種手当

（1）特別障害者手当など

次に掲げる障害のある方に、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、愛知県特別障害者手当などが支給されます。ただし施設入所者、病院などに 3 ヵ月を超えて入院している方は除きます。また、所得制限があります。

① 支給額・支給時期　（令和 6 年 4 月 1 日現在）

種　別	対　象　者	月　額
特別障害者手当	20 歳以上で精神または身体に特に重度の障害があるために日常生活において常時特別介護を必要とする在宅の方	28,840 円
障害児福祉手当	20 歳未満で精神または身体に重度の障害があるために日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方	15,690 円
経過的福祉手当	20 歳以上で従来の福祉手当受給者のうち、特別障害者手当、障害基礎年金のいずれも受けられない在宅の方	15,690 円
支給時期	2 月・5 月・8 月・11 月の年 4 回	

② 愛知県特別障害者手当

上記の国の特別障害者手当受給者に加算して支給

種　別	対　象　者	月　額
A 種	身体障害 1、2 級かつ IQ35 以下の方	6,850 円
B 種	身体障害 1、2 級または IQ35 以下の方	1,050 円

③ 愛知県障害児福祉手当及び経過的福祉手当

上記の国の障害児福祉手当および経過的福祉手当受給者に加算して支給

種　別	対　象　者	月　額
A 種	身体障害 1、2 級かつ IQ35 以下の方	6,900 円
B 種	身体障害 1、2 級または IQ35 以下の方	1,150 円

④ 支給状況　（各年 4 月 1 日現在）

年/種別	特別障害者手当	障害児福祉手当	経過的福祉手当	計
令和 4 年	37 人	18 人	1 人	56 人
令和 5 年	34 人	18 人	1 人	53 人
令和 6 年	34 人	16 人	1 人	51 人

（2）特別児童扶養手当

20 歳未満の身体、知的または精神に中度・重度の障害（または病状）のある児童を監護・養育している保護者に支給されます。ただし受給資格者および扶養義務者所得制限があり、障害を支給事由とする年金を受けている場合は除きます。

① 支給額・支給時期　（令和 6 年 4 月 1 日現在）

種　別	対　象　者	月　額
1　級	重度の障害（または病状）のある児童	1 人につき 55,350 円
2　級	中度の障害（または病状）のある児童	1 人につき 36,860 円
支給時期	4 月・8 月・11 月の年 3 回	

② 支給状況　（各年 4 月 1 日現在）

年	受給資格者数	児童数
令和 4 年	80 人	84 人
令和 5 年	84 人	88 人
令和 6 年	83 人	88 人

（3）在宅重度障害者手当

次に掲げる在宅の障害のある方に、在宅重度障害者手当が支給されます。

ただし、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給者及び施設入所者、病院などに 3 ヵ月を超えて入院している方は除きます。また、所得制限があります。

① 支給額・支給時期　（令和 6 年 4 月 1 日現在）

種別	障害の程度	月　額
1 種	1 級または 2 級の身体障害者手帳を有し、かつ療育手帳を有する方で、その判定区分の IQ が 35 以下と判定された方	15,500 円
2 種	65 歳までに身体または療育手帳を有し、次のいずれかの障害を有する方 ア　1 級または 2 級の身体障害者手帳を有する方 イ　療育手帳を有する方で、その判定区分の IQ が 35 以下と判定された方 ウ　3 級の身体障害者手帳を有し、かつ療育手帳を有する方で、その判定区分の IQ が 50 以下と判定された方	6,750 円
支給時期	4 月・8 月・12 月の年 3 回	

② 認定状況　（各年 4 月 1 日現在）

年/種別	1 種	2 種
令和 4 年	2 人	422 人
令和 5 年	2 人	418 人
令和 6 年	3 人	415 人

（4）新城市障害者手当

次に掲げる障害のある方に新城市障害者手当が支給されます。

ただし、施設入所者と特別障害者手当等受給者には支給されません。

① 支給額・支給時期　（令和 6 年 4 月 1 日現在）

障害の程度	月　額
身体障害者手帳 1～2 級または療育手帳 A 判定の方 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方	2,800 円
身体障害者手帳 3 級または療育手帳 B 判定の方 精神障害者保健福祉手帳 2 級の方	2,400 円
身体障害者手帳 4 級の方	1,200 円
身体障害者手帳 5～6 級または療育手帳 C 判定の方 精神障害者保健福祉手帳 3 級の方	1,000 円
支給時期	7 月・11 月・3 月の年 3 回

② 認定状況　（各年 4 月 1 日現在）

年/月額	2,800 円支給	2,400 円支給	1,200 円支給	1,000 円支給
令和 4 年	775 人	759 人	415 人	331 人
令和 5 年	778 人	777 人	415 人	340 人
令和 6 年	743 人	782 人	396 人	328 人

9　障害者福祉タクシー料金助成事業

重度の障害のある方が通院などのために外出する場合、タクシーの利用料金の一部を助成します。

ただし、障害者福祉有償運送、高齢者外出支援サービスまたは自動車税・軽自動車税の減免を受けている方を除きます。

（1）対象者

種　別	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
等　級	1～3 級の方	A・B 判定の方	1～2 級の方

（2）助成額

年間 24 回分で 1 回の助成額 700 円です。ただし、週 1 回以上血液透析のために通院している方には年間 48 回分の助成券を交付します。

なお、1 乗車での利用は 1 枚です。

（3）利用状況

年　度	利用者数	利用件数
令和 3 年度	151 人	1,354 件
令和 4 年度	121 人	1,199 件
令和 5 年度	161 人	1,159 件

10　障害者福祉有償運送料金助成事業

公共交通機関やタクシーを利用して移動することが困難な重度の障害のある方の外出を支援するため、福祉有償運送の利用料金の一部を助成します。

ただし、福祉タクシー料金の助成、高齢者外出支援サービスまたは自動車税・軽自動車税の減免を受けている方を除きます。

なお利用には事業者との契約が必要で、助成額は利用する事業者により異なります。

（1）対象者

種　別	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
等　級	1～3 級の方	A・B 判定の方	1～2 級の方

（2）利用状況

年　度	利用者数	利用件数
令和 3 年度	4 人	41 件
令和 4 年度	4 人	39 件
令和 5 年度	4 人	36 件

11　税の減免等

障害がある方の税負担などを軽減するために、所得税、住民税、相続税、自動車税、自動車取得税の減免制度があります。ＮＨＫ受信料など各種料金の割引や少額貯蓄の非課税制度（障害者等のマル優・特別マル優など）も利用できます。

なお、障害の種類や等級によって利用の可否や範囲が異なります。詳しくは、それぞれの関係機関へお問い合わせください。

12　ヘルプマーク

ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。

平成 30 年 7 月 20 日から県内一斉に、希望者に無償配布をはじめました。

希望者には無償配布しています。援助や配慮を必要とする方であれば、どなたでもご利用いただけます。マークの趣旨を説明の上、おひとりにつき 1 個配布します。口頭での申請とし、申請書の記入や障害者手帳、身分証明書などの提示は不要です。ご家族や支援者などの代理人による受取も可能です。その際にも、同意書などは不要です。

なお、郵送による配布は行いません。

（1）市内の配布場所

福祉課、鳳来・作手各総合支所地域課、新城保健センター、新城保健所

（2）配布状況

年　度	配布個数
令和 3 年度	105 個
令和 4 年度	103 個
令和 5 年度	85 個

累計 863 個（令和 6 年 4 月 1 日現在）

高 齢 者 の 福 祉

1　高齢者の状況

（1）高齢者〔65 歳以上〕人口　（各年 4 月 1 日現在）

年	総人口	65 歳以上人口	比　率
令和 4 年	44,136 人	16,248 人	36.8%
令和 5 年	43,458 人	16,159 人	37.2%
令和 6 年	42,784 人	16,171 人	37.8%

（2）ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯

①65 歳以上（市内施設の入所者除く）　（各年 4 月 1 日現在）

年	ひとり暮らし高齢者	高齢者のみ世帯（うち夫婦のみ）
令和 4 年	2,659 人	2,849 世帯（2,472 世帯）
令和 5 年	2,748 人	2,900 世帯（2,544 世帯）
令和 6 年	2,847 人	3,018 世帯（2,605 世帯）

②75 歳以上（市内施設の入所者除く）　（各年 4 月 1 日現在）

年	ひとり暮らし高齢者	高齢者のみ世帯（うち夫婦のみ）
令和 4 年	1,683 人	924 世帯（907 世帯）
令和 5 年	1,758 人	1,009 世帯（980 世帯）
令和 6 年	1,889 人	1,101 世帯（1,075 世帯）

2　在宅福祉事業

（1）寝具乾燥サービス事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で、高齢、心身の障害などの理由で寝具類の衛生管理が困難な方のために、寝具をお預かりして丸洗いから乾燥、消毒まで行います。実施は年 2 回で費用は無料です。

○利用状況

年　度	延利用者数	利用枚数
令和 3 年度	167 人	452 枚
令和 4 年度	150 人	399 枚
令和 5 年度	149 人	360 枚

（2）緊急通報システム設置事業

ひとり暮らし、高齢者世帯などの急病や事故などの緊急事態に対処するため緊急通報機器を貸与します。緊急ボタンを押すと、通報センターに通報されます。緊急時に駆けつけてくれる協力員が必要となります。

○利用状況

年　度	年度末利用者数	通報総件数
令和 3 年度	292 人	7,924 件
令和 4 年度	268 人	5,471 件
令和 5 年度	253 人	3,977 件

（3）日常生活用具の給付事業

防火の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者などに電磁調理器、自動消火器、火災報知器を給付します。対象は市民税非課税世帯の方で、費用は無料です。

○利用状況

年　度	給付者数	電磁調理器	自動消火器	火災報知器
令和 3 年度	1 人	1 台	0 台	0 台
令和 4 年度	2 人	0 台	0 台	2 台
令和 5 年度	3 人	0 台	2 台	2 台

（4）高齢者福祉タクシー料金助成事業

高齢者の外出を支援するため、タクシー料金の一部を助成します。

① 対象者・満 80 歳以上のひとり暮らしの方
・満 70 歳以上の世帯員のみの家庭の満 80 歳以上の方
（ただし、高齢者外出支援サービスや障害者福祉タクシーチケットを受けている方や世帯に自家用車と運転免許証の両方有する方がいる場合は、対象外となります。）

② 助成額　　年間 24 回分で 1 回の助成額は 700 円です。

③ 利用状況

年　度	給付者数	延利用件数
令和 3 年度	471 人	4,704 件
令和 4 年度	492 人	4,726 件
令和 5 年度	466 人	4,278 件

（5）外出支援サービス事業

自力で歩行することや公共交通機関を利用することが困難な高齢者や身体障害者が、医療機関などへストレッチャーおよび車椅子で乗降可能なタクシー（介護タクシー）を利用して外出する場合に料金の一部を援助します。

① 対象者・要介護 4 または 5 の方またはそれに準ずる方
・身体障害者手帳の体幹または下肢の 1 級、2 級の方
（ただし、世帯に車椅子対応の車両がある方及び自動車税、軽自動車税の減免を受けている方などは対象外となります。）

② 助成額　年間 24 回分で 1 回の助成額は 1,250 円です。

③ 利用状況

年　度	給付者数	延利用件数
令和 3 年度	17 人	52 件
令和 4 年度	14 人	41 件
令和 5 年度	15 人	73 件

（6）高齢者福祉有償運送料金助成事業

高齢者の外出を支援するため、福祉有償運送料金の一部を助成します。

① 対象者・満 80 歳以上のひとり暮らしの方
・満 70 歳以上の世帯員のみの家庭の満 80 歳以上の方
（ただし、高齢者外出支援サービスや障害者福祉タクシーチケットを受けている方や世帯に自家用車のある方は、対象外となります。）

② 助成額　年間 56 枚分で、助成券 1 枚の助成額は 300 円です。
なお、1 乗車での利用は 2 枚までです。

③ 利用状況

年　度	給付者数	延利用件数
令和 3 年度	6 人	242 件
令和 4 年度	5 人	167 件
令和 5 年度	6 人	150 件

（7）配食サービス事業

在宅のひとり暮らし高齢者などに対して食生活の改善と健康保持および安否確認を行うために実施します。

配達は最大週 4 回の 1 日 1 食となります。

なお、1 食につき 300 円（消費税別）の自己負担が必要です。

○利用状況

年　度	年度末利用者数	年間延食数
令和 3 年度	190 人	25,593 食
令和 4 年度	202 人	27,280 食
令和 5 年度	205 人	27,295 食

（8）配食サービス空白地域解消事業

配食サービス事業の対象地域外のひとり暮らし高齢者などに対して食生活の改善と健康保持および安否確認を行うために実施します。

配達は週 2 回（地区ごとに指定された曜日）の夕食となります。

なお、1 食につき 300 円（消費税別）の自己負担が必要です。

○利用状況

年　度	年度末利用者数	年間延食数
令和 3 年度	12 人	1,054 食
令和 4 年度	21 人	1,376 食
令和 5 年度	20 人	1,446 食

（9）シルバーハウジング生活援助員派遣事業

高齢者世話付住宅に居住する高齢者に対して生活援助員を派遣して生活指導、相談、安否確認、緊急時の対応などのサービスを提供します。

○対象住宅　　県営弁天住宅　　12 戸

3　地域活動への参加促進

老人福祉センター等の既存施設を有効に活用し、高齢者の生きがいづくりや健康増進活動の促進を図ります。

（1）老人福祉センター

老人クラブの活動拠点や趣味クラブの活動場所としても利用されています。

○利用状況

年　度	延利用者数
令和 3 年度	3,614 人
令和 4 年度	3,236 人
令和 5 年度	3,540 人

（2）シルバー人材センター

60 歳以上の方を対象に定年退職後の就業機会を提供するとともに、様々な社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現を目指します。

○登録状況　　（各年 4 月 1 日現在）

年	会員数	入会率	60 歳以上人口
令和 4 年	650 人	3.3%	19,379 人
令和 5 年	630 人	3.2%	19,203 人
令和 6 年	615 人	3.2%	19,098 人

（3）虹の郷居住提供事業

高齢などのため、独立して生活することに不安のある方に対して一定期間居住の場を提供します。（58 ページ（居住提供事業）参照）

① 定員　10 名（7 室）

② 利用状況

年　度	年間利用 実人数	年間利用 延人数	年度末 在所者数
令和 3 年度	8 人	954 人	1 人
令和 4 年度	6 人	870 人	1 人
令和 5 年度	6 人	596 人	5 人

（4）老人クラブの活動

老人クラブでは、老後の生活を明るく豊かなものにするため、高齢者大学開講、趣味活動、スポーツ大会、社会奉仕活動など活発な活動を行っています。

○老人クラブの状況　　（各年 4 月 1 日現在）

年	クラブ数	会員数
令和 4 年	17 クラブ	582 人
令和 5 年	16 クラブ	538 人
令和 6 年	7 クラブ	252 人

4　老人ホームへの入所（老人ホーム入所措置事業）

65 歳以上で環境上の理由および経済的理由により家庭で養護を受けることが困難な方に居住の場を提供します。

入所者ならびに扶養義務者の所得に応じて一部負担金が必要となります。

○入所の状況（本市措置者）　（各年 4 月 1 日現在）

年	市内	市外
令和 4 年	16 人	4 人
令和 5 年	15 人	7 人
令和 6 年	19 人	7 人

5　救急医療情報キット

ご自身の緊急時連絡先や病名・かかりつけ医などを記入した「救急医療情報用紙」、医療保険証のコピーなどを専用の筒型容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、急変や災害など万一の際に備えるものです。

キットを受け取るには、申し込みが必要です。申請書を受付後、一世帯に 1 セット配付します。（無償）

なお、各高齢者ふれあい相談センター、地区民生委員も申請を代行しています。

○累計配付状況（各年 4 月 1 日現在）

年	世帯
令和 4 年	2,528 世帯
令和 5 年	1,680 世帯
令和 6 年	1,681 世帯

※令和４年中に異動者の加除を一斉に行ったため、世帯数が大幅に減少しています。

介 護 保 険

1　介護保険の概要

介護を必要とする人は年々増え続け、少子化、介護者の高齢化など、家族だけで介護することは困難となってきています。

介護保険制度は、こうした介護への不安を解消するために、介護を社会全体で支え合う社会保険方式の制度です。

しかし認知症高齢者対策など、高齢者やその家族を取り巻く様々な課題への対策も必要となり、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活でき、住まい・医療・介護・予防・生活支援を切れ目なく一体的に提供する『地域包括ケアシステム』の構築の推進が必要となっています。

（1）介護保険者の統合

東三河地域においては今後も総人口は減少し、65 歳以上の高齢者人口は増加する見込みです。地域の様々な資源を市町村の垣根を越えて効果的に活用することが重要であり、多岐にわたる介護保険事務の効率的な処理をはじめ、安定的な財政基盤の構築、広域的なサービス提供体制の確立を東三河が一丸となって取り組むことが必要になっています。

東三河地域における介護サービスに関する課題に東三河地域全体で対応していけるよう、8 市町村の介護保険者を統合し、平成 30 年度から東三河広域連合が介護保険事業を運営しています。

2　介護保険サービスを利用できる方

介護保険での介護サービスを利用できる方は、以下の方のうち、要介護認定を受けた方となります。

（1）65 歳以上の方（第 1 号被保険者）

一定以上の介助や支援を必要とする状態であれば、特に制限はありません。

（2）40 歳～64 歳の方（第 2 号被保険者）

一定以上の介助や支援を必要とする状態で、その状態になった原因が下記の特定疾病による方に限られます。特定疾病以外の傷病で介助や支援を必要とする状態になった方は、介護保険でのサービスは利用できません。

○ 特定疾病

1. がん（がん末期）
2. 関節リウマチ
3. 筋萎縮性側索硬化症
4. 後縦靱帯骨化症
5. 骨折を伴う骨粗鬆症
6. 初老期における認知症
7. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
8. 脊髄小脳変性症
9. 脊柱管狭窄症
10. 早老症
11. 多系統萎縮症
12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
13. 脳血管疾患
14. 閉塞性動脈硬化症
15. 慢性閉塞性肺疾患
16. 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

なお、この介護保険サービスを利用できない方は、身体障害者などの認定を受けたのち障害者福祉サービスを利用することになります。（8 ページ参照）

また、障害者福祉サービスを利用されている方も 65 歳に到達した時点から介護保険による介護サービスの利用ができます。

3　要介護・要支援認定

介護サービスを利用するには、要介護認定を受ける必要があります。
なお、要介護状態区分は、要介護 1～5、要支援 1・2 の 7 段階があります。

（１）申請の手順

① 市役所（高齢者支援課または各総合支所）または東三河 8 市町村の介護保険担当窓口で申請できます。申請は本人や家族のほかに、指定居宅介護支援事業所や地域包括支援センターに代行してもらうこともできます。
② 申請後、調査員が自宅などを訪問し、身体や日常生活の調査を行います。
③ 東三河広域連合が意見書の作成を本人の主治医に依頼します。
④ 介護認定審査会（医療、保健、福祉の学識経験者によって構成される）で、訪問調査の結果と主治医意見書をもとに、介護度などを審査・判定、認定します。介護度に応じて保険給付の限度額が決まります。
⑤ 申請から約 1 ヶ月で認定結果を郵便で申請者にお知らせします。
⑥ 認定を受けると決定した認定有効期間（6～48 月間）介護サービスの利用ができます（サービスの利用にあたっては、居宅介護支援事業所を選定し、ケアプランの作成を依頼する必要があります（要支援認定を受けた方は新城市地域包括支援センターが担当となります））。

認定期間満了時は更新手続きにて再度①～⑤の手続きを行います。
また、心身の状態が改善または悪化したときは、認定有効期間の途中でも介護度を見直すことができます。

（２）要介護認定者状況

① 要介護認定申請件数

年　度	新規	更新	変更	合計
令和 3 年度	674件	1200件	500件	2,374件
令和 4 年度	708件	1239件	447件	2,394件
令和 5 年度	777件	940件	468件	2,394件

② 第1号被保険者　（各年4月1日現在）

年/区分	要支援		要介護					合計
	1	2	1	2	3	4	5	
令和 4 年	471人	496人	610人	412人	313人	377人	202人	2,881人
令和 5 年	479人	488人	598人	412人	320人	304人	204人	2,805人
令和 6 年	465人	538人	627人	416人	318人	322人	203人	2,889人

③ 第2号被保険者　（各年4月1日現在）

年/区分	要支援		要介護					合計
	1	2	1	2	3	4	5	
令和 4 年	8人	9人	11人	9人	11人	7人	0人	55人
令和 5 年	8人	11人	7人	7人	4人	9人	2人	48人
令和 6 年	8人	9人	7人	10人	7人	9人	2人	52人

4　介護保険の法定介護サービスの種類

介護が必要と認定された方（要介護者・要支援者）の心身の状況や家庭状況に応じて、本人や家族が必要な介護サービスや介護予防サービスを選択し利用します。

（1）要介護・要支援度によって利用できるサービス

要介護1～5	要支援１・２
居宅介護支援	介護予防支援
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション	介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション
通所介護 通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション
福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与
居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導
短期入所生活介護 短期入所療養介護	介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護
特定福祉用具購入費 住宅改修費	特定介護予防福祉用具購入費 介護予防住宅改修費
特定施設入居者生活介護 介護老人福祉施設（原則、要介護３以上） 介護老人保健施設 介護医療院	介護予防特定施設入居者生活介護
小規模多機能型居宅介護 認知症対応型通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設	介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 （※要支援2の方のみ）

（2）居宅でサービスを利用するための「計画作成サービス」

サービスの種類	サービスの内容
居宅介護支援 介護予防支援	利用者の居宅介護・介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成し、利用者の介護サービス利用の連絡調整を行うもの（利用者負担はありません。）

（3）居宅で利用する「訪問型サービス」

サービスの種類	サービスの内容
訪問介護	ホームヘルパーが利用者宅を訪問し、身体の介護や身の周りの世話をするもの
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	訪問入浴事業者が利用者宅を訪問し、組立て式浴槽を使って入浴の介護をするもの
訪問看護 介護予防訪問看護	看護師等が利用者宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助をするもの
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士が利用者宅を訪問し、リハビリテーションを行うもの

（4）居宅で利用する「通所型サービス（デイサービス）」

サービスの種類	サービスの内容
通所介護	デイサービスセンターで介護を受けるもの
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	デイケアセンターでリハビリテーション介護を受けるもの

（5）居宅で利用する「福祉用具貸与」

サービスの種類	サービスの内容
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	特殊寝台、車椅子、エアマット、体位変換器、スロープ、歩行器、歩行補助杖、徘徊感知器、移動用リフトを月単位で賃借するもの（介護度によって制限があります）

（6）居宅で利用する「居宅療養管理指導」

サービスの種類	サービスの内容
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが訪問し、療養上の管理・指導を行うもの

（7）居宅で利用する「短期入所サービス」

サービスの種類	サービスの内容
短期入所生活介護・ 介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどの入所施設に短期間入所して、食事、入浴、排泄などの介護サービスや機能訓練を受けるもの
短期入所療養介護･ 介護予防短期入所療養介護 （老健でのショートステイ）	老人保健施設などの入所施設に短期間入所して、医学的な管理のもとでの医療、介護、機能訓練を受けるもの

（8）居宅で利用する「その他のサービス」

サービスの種類	サービスの内容
特定福祉用具購入費 特定介護予防福祉用具購入費 ※申請が必要です。	介護保険支給対象となる福祉用具を購入した際に年間10万円を上限に購入費を支給するもの 利用者負担は、1割（一定以上所得者は2割または3割） ・腰掛便座　・排泄予測支援機器　・特殊尿器　・入浴補助用具 ・簡易浴槽　・移動用リフトの吊り具　・自動排泄処理装置の交換可能部分　・固定用スロープ　・歩行器　・単点杖　・多点杖
住宅改修費 介護予防住宅改修費 ※改修前に申請が必要です。	介護保険支給対象となる住宅を改修した際に20万円を上限に費用を支給するもの 利用者負担は、1割（一定以上所得者は2割または3割） ・手すりの取付け　・段差の解消　・床材の変更 ・引き戸等取替　・洋式便器への取替など

（9）入所のための施設

サービスの種類	サービスの内容
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどの入所者が介護や機能訓練などを受けるもの
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	生活介護を中心に行う施設です。 寝たきりなどにより常に介護が必要で、自宅では介護を受けることができない人を対象とした施設です。介護や日常生活上の世話などが行われます。（原則要介護3以上の方が（旧措置入所者を除く）利用できます。）
介護老人保健施設 （老人保健施設）	介護やリハビリテーションを中心に行う施設です。 積極的な治療より、主にリハビリテーションや介護、日常生活上の世話が中心として行われる施設です。
介護医療院	医学的管理の下で長期療養が必要な人のための医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え日常生活上の介護などが受けられる施設です。

※上記の入所・入院施設は、他市町村に所在する施設も利用できます。

(10) 地域密着型サービス

サービスの種類	サービスの内容
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護（要支援者）	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊りのサービスを組み合わせて多機能なサービスを受けるもの
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護（要支援者）	認知症の方が、デイサービスセンターで専門的なケア（1日介護）を受けるもの
地域密着型通所介護	デイサービスセンターで1日介護を受けるもの
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援者）	認知症の方が共同で生活できる場（居住）で食事、入浴、排泄などの介護や機能訓練などを受けるもの （要支援1の方は利用できません。）
地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	生活介護を中心に行う施設です。（定員は29名以下） 寝たきりなどにより常に介護が必要で、自宅では介護を受けることができない人を対象とした施設です。介護や日常生活上の世話などが行われます。 （原則要介護3以上の方が（旧措置入所者を除く）利用できます。）

5　サービスの利用

（1）居宅サービス

在宅で利用できる介護サービスです。

なお、介護保険が利用できる金額には上限があり、これを超えて利用したときは超過分が全額自己負担になります。

① 介護サービス計画（ケアプラン）の作成

要介護認定を受けたら、次にどのような生活を送りたいのかという希望をもとにどんな介護サービスを利用するか、介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。この介護サービス計画（ケアプラン）は、本人または家族が選んだ指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネージャー）が、本人と家族の希望を聞いて作成します。

ただし、要支援の認定を受けた場合は「地域包括支援センター」が担当します。

② 在宅で介護サービスの利用

介護サービス計画（ケアプラン）ができたら、その計画に添って介護サービスを利用していきます。サービスを利用した時は、本人が費用の1割から3割を介護サービス提供事業者へ支払います。（残りの費用は、介護保険から提供事業者に支払われます。）

③ 居宅介護・介護予防サービス利用状況　（各年4月1日現在）

主な居宅サービス／年	令和4年		令和5年		令和6年	
	事業所数	利用人数	事業所数	利用人数	事業所数	利用人数
訪問介護（ホームヘルプ）	32	244人	33	225人	26	171人
訪問看護	15	97人	15	60人	12	68人
訪問リハビリ	8	82人	8	55人	7	61人
訪問入浴	4	41人	4	40人	4	50人
居宅療養管理指導	56	275人	71	304人	72	364人
通所介護（デイサービス）	36	421人	33	397人	38	390人
通所リハビリ（デイケア）	13	435人	12	413人	15	428人
短期入所（生活・療養介護）	20	228人	15	237人	18	206人
福祉用具貸与	27	972人	24	1019人	21	1054人
特定施設入居者生活介護	6	40人	7	36人	8	51人

④ 地域密着型サービス利用状況　（各年4月1日現在）

年/種類	（介護予防）小規模多機能型居宅介護		（介護予防）認知症対応型通所介護		（介護予防）認知症対応型共同生活介護		（介護予防）小規模特別養護老人ホーム	
	事業所数	利用人数	事業所数	利用人数	事業所数	利用人数	事業所数	利用人数
令和５年	1	3 人	1	3 人	21	145 人	4	36 人
令和６年	2	4 人	1	1 人	21	164 人	5	38 人

⑤ 居宅サービス利用限度額（月額）

要介護度	限度額	要介護度	限度額
要支援1	約50,320円	要介護1	約167,650円
要支援2	約105,310円	要介護2	約197,050円
		要介護3	約270,480円
		要介護4	約309,380円
		要介護5	約362,170円

（2）施設サービス利用

要介護1～5の認定を受けた方が、介護保険施設へ入所する介護サービスです。

介護保険施設の資料や連絡先は、東三河広域連合、市役所高齢者支援課、指定居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、高齢者ふれあい相談センターで提供しています。

入所・入院を希望する施設に、本人または家族が直接申込みをします。

○ 施設介護サービス利用状況　（各年4月1日現在）

年/種類	特別養護老人ホーム		介護老人保健施設		介護医療院※	
	事業所数	利用人数	事業所数	利用人数	事業所数	利用人数
令和４年	23	254 人	18	169 人	8	98 人
令和５年	21	245 人	18	153 人	6	96 人
令和６年	25	248 人	16	157 人	7	87 人

※介護医療院は令和3年から介護療養型医療施設から変更

6　サービス利用者負担金等の減額

介護保険制度（本市独自のものを含む。）では、利用者本人および家族の収入などの状況に応じて、次のような利用者負担金などの軽減措置が行われています。この軽減を受けるためには本人の申請（高額介護サービスは除く）が必要です。

（1）高額介護サービス

利用者負担金が一定金額（月額）を超えた場合は、その超えた金額が払い戻されます。

○利用者負担の上限額（世帯合算：1か月）

区　分	上限額
世帯全員が市民税非課税者など	24,600円
世帯全員が市民税非課税で以下のいずれかに該当する方 ・老齢福祉年金受給者など ・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の方	15,000円
・生活保護の受給者 ・利用者負担を 15,000 円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円
一般（上記以外の方）	44,400円
課税所得 145 万円以上、 380 万円未満の 65 際以上の人がいる世帯	44,400 円
課税所得 380 万円以上、 690 万円未満 65 際以上の人がいる世帯	93,000 円
課税所得 690 万円以上 65 際以上の人がいる世帯	140,100 円

（2）施設サービスの食事負担および低所得者への居住費・食費の負担軽減

介護保険施設に入所するとサービス費用の1割（一定以上所得者は2割または3割）と「食費・居住費・日常生活費」が利用者の自己負担となります。また、低所得者の方の負担軽減のため、申請により食費・居住費は下記の金額を超えた分は介護保険から給付されます。

○利用者負担の上限額

区　　分	食費（1日）	居住費・多床室の場合（1日）
一般　※1	2.066円※2	473円（915円）※2※3
世帯全員が市民税非課税者で課税年金収入額、非課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超かつ、預貯金等が500万円（夫婦1,500万円）以下の方※2	1.360円（1,300円）※4	430円※2
世帯全員が市民税非課税者で合計所得金額と年金収入が80万円超120万円以下で課税年金収入額、非課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超かつ、預貯金等が550万円（夫婦1,550万円）以下の方※2	650円（1.000円）※4	430 円※2
世帯全員が市民税非課税者で合計所得金額と年金収入が80万円以下で課税年金収入額、非課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万超えかつ、預貯金等が650万円（夫婦1,650万円）以下の方※2	390円（600円）※4	430円※2
生活保護受給者・市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者	300円	0円

※1 食費及び居住費は、標準的な利用者負担額
※2 令和6年8月から変更
※3 （　　）の金額は、介護老人福祉施設または、ショートステイを利用した場合
※4 （　　）の金額は、ショートステイを利用した場合
（注）利用者の市民税が非課税でも、配偶者が市民税課税者の方は対象外となります。

（3）社会福祉法人などが行う利用者負担軽減措置

利用者負担金軽減の申出を行った社会福祉法人が行う対象サービスの利用者負担については、市民税非課税世帯で要件をすべて満たし生計困難と市が認めた方について利用者の支払金額の25％が減額されます。

なお、介護老人福祉施設・訪問介護・通所介護・短期入所の各サービスに限ります。

（4）災害を受けた場合または生計中心者の著しい収入の減少があった場合の負担軽減措置

被害の程度、収入の減収状況によって負担金（原則、費用の1割程度）が減額されます。

7　地域支援事業

高齢者が要介護状態等になることを予防し、社会に参加しつつまた住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援することを目的とし、相談、日常生活支援、在宅医療、介護の連携体制および認知症高齢者への支援体制の構築などを一体的に推進するものです。

（1）介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

【総合事業の概要】

・訪問介護・通所介護以外のサービス（訪問看護、福祉用具等）は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
・介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみを利用する場合は、要介護認定等を省略し、基本チェックリストで判定することにより「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用が可能。
　※第２号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。
・地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業のサービスと介護予防給付のサービス（要支援者のみ）を組み合わせる。

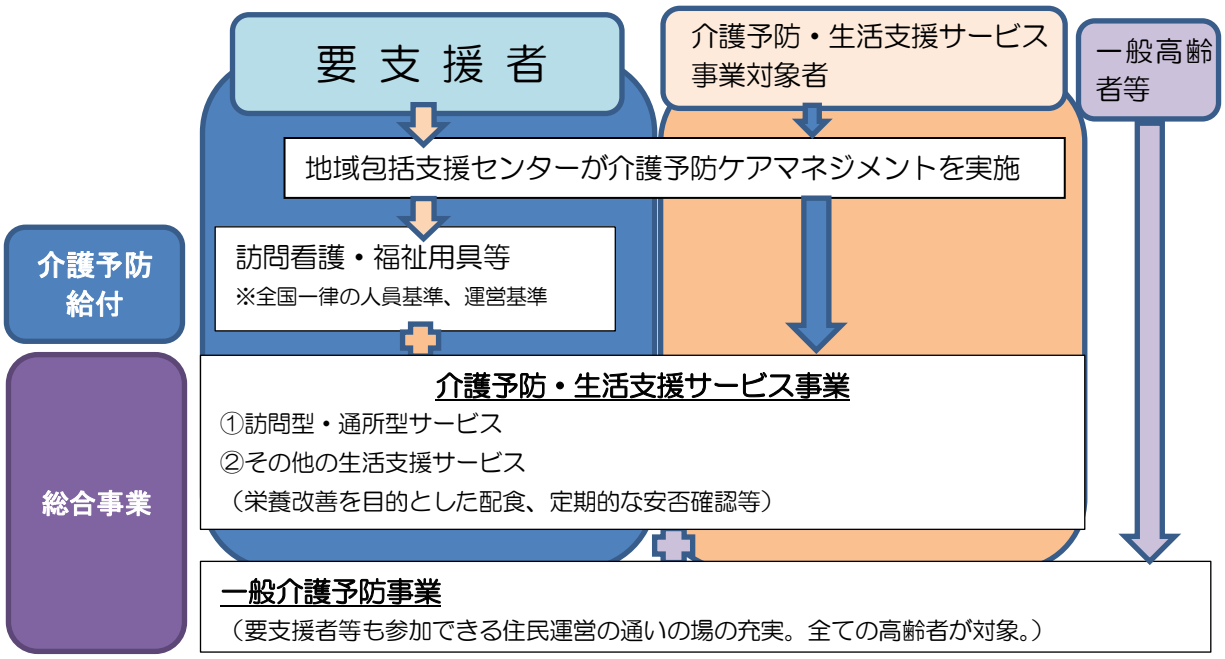

① 介護予防・生活支援サービス事業

ア 訪問型サービス

(ｱ) 介護予防訪問介護相当の訪問介護
(ｲ) 地域型訪問サービス
要介護状態になることを予防し、地域における自立した日常生活を支援するため、居宅による訪問をし、生活援助による日常生活の支援等のサービスを提供します。
(ｳ) 短期集中訪問サービス
保健・医療の専門職が生活機能に関する相談・を行う、3～6ヶ月の短期介護予防プログラムによる支援を行います。

○訪問実績

年 度	介護予防訪問介護相当の訪問介護	地域型訪問サービス	短期集中訪問サービス
令和３年度	1,512件	5人（延べ115回）	75件
令和４年度	1,488件	7人（延べ132回）	54件
令和５年度	1,508件	1人（延べ103回）	28件

イ 通所型サービス

(ｱ) 介護予防通所介護相当の通所介護
(ｲ) 地域型通所サービス（通所型サービスB）
おおむね週に1回以上住民主体による団体が、趣味活動、交流、会食、体操、運動等の通いの場を実施します。参加者の約半数が介護予防・生活支援サービス事業の対象者である場合の活動を補助します。

○実施実績

年 度	介護予防通所介護相当の通所介護	地域型通所サービス
令和３年度	4,330件	23回
令和４年度	4,364件	48回
令和５年度	4,454件	47回

(ｳ) 短期集中通所サービス（通所型サービスC）

保健・医療の専門職が短期間集中的に生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能向上などのプログラムを3か月から6か月の間に24回実施します。

○開催実績

年　度	時　期	参加延人数	場　所
令和 3 年度	4 月～3 月	282 人	くらしカンパニー歩く ARUKU
令和 4 年度	4 月～3 月	355 人	くらしカンパニー歩く ARUKU
令和 5 年度	4 月～3 月	318 人	くらしカンパニー歩く ARUKU

②　一般介護予防事業

65歳以上の一般高齢者が対象です。

ア　介護予防把握事業

収集した情報等を活用して、閉じこもりなどの何らかの支援を要する人を把握して、介護予防活動へつなげます。

○把握実績

年　度	聞き取りにて実施	対象者年齢に郵送
	件数	回収数/郵送数
令和 3 年度	66 件	622 件／834 件（74 歳該当者）
令和 4 年度	62 件	575 件／872 件（74 歳該当者）
令和 5 年度	53 件	496 件／814 件（74 歳該当者）

イ　高齢者安心生活サポート事業

ボランティア団体（はぐるまの会）等が、ひとり暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者がいる家庭を毎月訪問し、安否確認、日常生活の相談を行います。

○活動状況（被訪問者数及び訪問活動者数は翌年度名簿による）

年　度	被訪問者数	年間延訪問回数	訪問活動者数
令和 3 年度	134 人	2,455 回	83 人
令和 4 年度	131 人	2,365 回	87 人
令和 5 年度	109 人	2,361 回	67 人

ウ　介護予防普及啓発事業

(ｱ) 木曜塾

介護予防の運動に加え、介護予防の講話を老人福祉センターで実施します。

(ｲ) 健康づくりリーダー派遣事業

65歳以上、5人以上のグループに6か月健康づくりリーダーを派遣し、運動を定期的に行う機会を提供します。派遣終了後6か月続けることが条件です。

(ｳ) 介護予防教室

介護予防のため必要なことについて住民の方を対象に講話、運動を実施します。

○開催実績

年　度	木曜塾		健康づくりリーダー派遣		介護予防教室	
	実施回数	延参加人数	実施地区数	延参加人数	回数	参加人数
令和 3 年度	30 回	653 人	0 カ所	0 人	24 回	445 人
令和 4 年度	37 回	710 人	0 カ所	0 人	25 回	372 人
令和 5 年度	36 回	697 人	0 カ所	0 人	24 回	350 人

エ　地域介護予防活動支援事業

高齢者の閉じこもり予防や交流を目的に集いの場の提供やスタッフ研修会を実施します。

(ｱ) ミニデイサービス事業

地域のボランティア団体が公民館などで介護予防の健康体操、ゲーム、手遊びなど各種サービスを提供します。

○実施実績

年　度	実施地区数	延参加高齢者数
令和 3 年度	40カ所	2,890人
令和 4 年度	37カ所	4,917人
令和 5 年度	37カ所	5,974人

オ　地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、デイサービス事業所職員等へリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

カ　運動器機能向上事業（DVD作成は社会福祉協議会）

介護予防のための体操DVD等を地域の介護予防に関する活動団体に配布及び希望者に貸し出し、地域での主体的な健康づくりを支援します。

キ　介護支援ボランティア事業

65才以上の方が介護施設等でのボランティア活動を通じて、社会参加や地域貢献を行いながら、自身の健康増進や介護予防に積極的に取り組んでいただくことを目的に実施しています。

（2）包括的支援事業

①　地域包括支援センターの運営（新城市社会福祉協議会委託）

保健師 2 名、主任介護支援専門員 3 名、社会福祉士 3 名他を配置し、高齢者やその家族からの相談、高齢者の虐待対応および権利擁護、困難事例対応、介護予防ケアマネジメントなど様々な事業を行います。（60 ページ（地域包括支援センター）参照）

・高齢者ふれあい相談センター

地域包括支援センター窓口として機能しています。総合的な相談業務や、福祉サービスの代理申請、高齢者宅への訪問などの支援業務を市内 6 か所のセンターで行っています。

○窓口

担当地区	センター名	所在地
新城中学校区	しんしろ福祉会館	新城市字東沖野 20 番地 12
千郷中学校区	西部福祉会館	新城市野田字上市場 26 番地 2
東郷中学校区	麗楽荘	新城市矢部字上ノ川 1 番地 4
八名中学校区	寿楽荘	新城市一鍬田字清水野 12 番地 3
鳳来中学校区	くるみ荘	新城市玖老勢字クルミ沢 1 番地 2
作手中学校区	虹の郷	新城市作手高里字縄手上 22 番地

②　社会保障充実分

ア　在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療と介護に関して地域の課題とその対応策を地域包括ケア推進会議、各専門部会等で検討していきます。また地域住民へ講習会や専門職種を対象とした研修会を実施します。

○実施実績

年　度	住民講習会等回数	延参加人数
令和 3 年度	1 回	25 人
令和 4 年度	1 回	9 人
令和 5 年度	1 回	20 人

イ　生活支援体制整備事業

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備推進のため生活支援コーディネーターを第 1 層（市内全域）に 1 名配置、第 2 層（日常生活圏域）に 6 名配置し、協議体を設置します。

ウ　認知症総合支援事業

(ｱ) 認知症初期集中支援事業

認知症にかかわる専門チームが認知症やその疑いのある方のご家庭に伺い、ご本人やその家族の困りごとを確認し、早期対応に結びつくように支援します。

(ｲ) 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の人やその家族が住み慣れた地域での生活を支援するため、認知症総合相談の実施、認知症相談対応医や認知症地域支援推進員の配置、認知症ケアパスの普及啓発、認知症カフェ運営補助、多職種向けに研修を実施します。

エ　地域ケア会議推進事業（地域包括支援センター委託）※地域包括支援センター事業掲載

（3）任意事業

① 介護給付等費用適正化事業

介護（予防）給付について不要なサービスが提供されていないかの検証、必要な情報の提供等を実施します。

② 家族介護支援事業

ア　家族介護継続支援事業

(ｱ) 介護者交流会の開催（地域包括支援センターと共同開催）

認知症高齢者の介護者に対し、認知症について知識を深めるために開催します。

(ｲ) 家族介護支援講座

介護している家族が介護に関する必要な知識や技術を習得することにより、介護負担感や介護孤独感が軽減できるよう、講座を開催します。

(ｳ) 家族介護用品給付事業

東三河8市町村に住所を有し在宅で介護されている方で、要介護4・5の要介護者の属する世帯及び家族介護者の属する世帯が市民税非課税世帯である場合、介護用品が購入できる給付券の支給を行います。

③ その他の事業

ア　成年後見制度利用支援事業

市町村申立て等に係る低所得の高齢者が成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行います。

イ　福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供・連絡調整等の実施等を行います。

ウ　認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業

低所得者に対し、利用者負担の軽減を行っている認知症対応型共同生活介護事業所に助成します。

エ　認知症サポーター等養成事業

住民や事業所職員に認知症と家族を支える「認知症サポーター」を養成します。

○開催実績

年　度	実施回数	延参加者数
令和３年度	14 回	215 人
令和４年度	20 回	294 人
令和５年度	14 回	205 人

オ　グループホーム入居者の負担軽減事業

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）への円滑な入居を支援するため、市民税非課税世帯の低所得者を対象に１日当たり500円の利用負担の軽減を行います。

8　保険料

（1）算定方法

① 65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料

東三河広域連合で令和6年度から8年度までの3年間に利用が見込まれる介護保険サービス費を算定し、65歳以上の方の介護保険料でまかなう費用を算定します。そのうち介護給付費と地域支援事業に要する費用は、65歳以上の方全員で23%を分担するように設定しています。また、東三河広域連合では、介護保険給付費等準備基金を設置しており、基金を活用し保険料基準月額の軽減を図っています。

・年額59,160円（1か月あたり4,930円）

② 40歳～64歳の方（第2号被保険者）の介護保険料

医療保険分に介護保険分を合算して社会保険料として納めることになります。

介護保険分の保険料の算定方法は、第1号被保険者と違い加入している医療保険により算定方法が異なります。

ア　社会保険の方は給料に応じて保険料額が決まります。給料から社会保険料として天引きになります。（各医療保険ごとの算定方法で、個人ごとに決められます。）

イ　市国保の方は所得等に応じて保険料額が決まります。口座振替や現金納付で納めていただきます。

（2）65歳以上の方の保険料の納付方法

① 特別徴収（年金から天引き）

年金が年額18万円以上の方

② 普通徴収（納付書または口座振替）

ア　年金が年額18万円未満の方

イ　年金が年額18万円以上でも、以下の場合に当てはまる方

(ｱ) 年度途中で65歳に到達、または年金の受取を開始した方

(ｲ) 年度途中で東三河広域連合の8市町村以外の市町村から転入された方

(ｳ) 年度途中で所得申告修正などにより保険料段階が変わった方

(ｴ) その他（年金担保貸付金返済中・年金支払調整・支給停止）

（3）保険料の徴収猶予又は減免

次のような状況の場合は、保険料の徴収を猶予又は減免するための申請ができます。

① 第1号被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けたとき。

② 主たる生計維持者が死亡したとき、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことによりその者の収入が著しく減少したとき。

③ 主たる生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。

④ 主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したとき。

⑤ その他①～④に定めるもののほか、特別の理由により第1号被保険者の生計が困難となったとき。

⑥ 第1号被保険者が、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。

（４）第1号被保険者の令和6年度介護保険料額

市民税の課税状況	所得段階	対　象　者	保険料額（保険料率）
世帯非課税	第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金の受給者の方 ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	16,860 円 （基準額×0.285）
	第2段階	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	28,692 円 （基準額×0.485）
	第3段階	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	40,524 円 （基準額×0.685）
世帯課税・本人非課税	第4段階	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	50,286 円 （基準額×0.85）
	第5段階	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	59,160 円 （基準額×1.0）
	第6段階	・合計所得金額が 120 万円未満の方	70,992 円 （基準額×1.2）
	第7段階	・合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	76,908 円 （基準額×1.3）
	第8段階	・合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	88,740 円 （基準額×1.5）
	第9段階	・合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	100,572 円 （基準額×1.7）
	第10段階	・合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	106,488 円 （基準額×1.8）
	第11段階	・合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	112,404 円 （基準額×1.9）
	第12段階	・合計所得金額が620万円以上、720万円未満の方	115,362 円 （基準額×1.95）
	第13段階	・合計所得金額が 720 万円以上、820 万円未満の方	118,320 円 （基準額×2.0）
	第14段階	・合計所得金額が 820 万円以上、1000 万円未満の方	130,152 円 （基準額×2.2）
	第15段階	・合計所得金額が 1000 万円以上の方	141,984 円 （基準額×2.4）

（参　考）指定居宅介護支援事業所等一覧

これらの事業所は、東三河広域連合の指定を受け要介護認定などの申請の代行と介護（介護予防）サービス計画（ケアプラン）の作成を行います。また、本人または家族が事業所を選択することができます。なお、地域包括支援センターは要支援1・2の方について担当します。

○市内事業所

中学校区	指 定 事 業 所 名	所　在　地	電話・FAX
新城	アイ居宅介護支援事業部	〒441-1376 新城市字宮ノ前24番地3	22－1500 23－5428
	コープあいち福祉サービス・新城	〒441-1367 新城市字西新町12番地1	24－1811 24－1855
	さくらしんしろケアプランセンター	〒441-1367 新城市字札木32番地10	24－9288 24－9289
	新城市地域包括支援センター	〒441-1363 新城市字東沖野20番地12	23－6810 23－5046
	新城･豊川介護支援センター	〒441-1378 新城市字宮ノ後55番地2	23－6581 23－6582
	しんしろ福祉会館居宅介護支援事業所	〒441-1363 新城市字東沖野20番地12	23－6278 25－7039
東郷	麗楽荘居宅介護支援事業所	〒441-1301 新城市矢部字上ノ川1番地4	22－4000 22－4112
	サマリヤの丘居宅介護支援事業所	〒441-1301 新城市矢部字上ノ川1番地3	24－1165 24－1166
八名	寿楽荘居宅介護支援事業所	〒441-1338 新城市一鍬田字清水野12番地3	26－0401 26－0631
鳳来	愛知東農業協同組合居宅介護支援事業所	〒441-1634 新城市長篠字西野々24番地2	32－1905 32－1940
	医療法人静巌堂医院居宅介護支援事業所	〒441-1946 新城市副川字大貝津13番地	35－0022 35－0286
	ほうらい居宅介護支援事業所	〒441-1945 新城市玖老勢字クルミ沢1番地2	35－0694 35－0695
	星野病院居宅介護支援事業所	〒441-1615 新城市大野字上野70番地3	32－1515 32－1516
作手	虹の郷居宅介護支援事業所	〒441-1423 新城市作手高里字縄手上22番地	38－1481 37－6033

児 童 の 福 祉

1　こども園等（小規模保育施設を含む）

平成 30 年度から市内全こども園を保育所型認定こども園に移行しました。

・生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、認定こども園等を利用する 3 歳から 5 歳児の子どもおよび市民税非課税世帯の 0 歳から 2 歳児の子どもを対象に、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化を実施しています。

・ママ・サポート子いづみやとつばさ保育園が、小規模保育所（A 型）としての基準を満たしたため、市の認可を受け事業を行っています。定員はママ・サポート子いづみや 10 人、つばさ保育園 12 人です。

（1）就学前児童（0 歳児～5 歳児）人口　（各年 4 月 1 日現在）

年	総人口	就学前児童数	比　率	園児数
令和 4 年	44,136 人	1,402 人	3.2%	986 人
令和 5 年	43,458 人	1,274 人	2.9%	921 人
令和 6 年	42,784 人	1,194 人	2.8%	854 人

（2）こども園等一覧

園　名	所　在　地	園　名	所　在　地
新　城こども園	字東入船 32 番地 1	八　名こども園	富岡字杉畑 54 番地 5
城　北こども園	字宮ノ後 39 番地 2	長　篠こども園	長篠字丸井 19 番地 1
千郷東こども園	杉山字野中 64 番地 1	鳳　来こども園	玖老勢字便福 17 番地
千郷中こども園	豊栄字スハ山 248 番地 4	山吉田こども園	上吉田字松沢 5 番地
千郷西こども園	豊島字馬渡 11 番地 2	大　野こども園	大野字久羅下 39 番地
東郷東こども園	大海字黒瀬 23 番地 7	作　手こども園	作手高里字縄手上 20 番地 1
東郷中こども園	八束穂字天王 1041 番地 2	ママ・サポート子いづみや	石田字黒坂 9 番地 10
東郷西こども園	上平井字昭和 970 番地	つ ば さ 保 育 園	矢部字本並 52 番地 2
舟　着こども園	日吉字上ノ風呂 58 番地		

（3）月額基本保育料（午前 8 時 30 分～午後 3 時、給食費込み）

区分	階層	平日基本保育料	土曜基本保育料
0～2 歳児	A～H	0～26,800 円	0～4,900 円

（4）年齢別こども園等園児数　（各年 4 月 1 日現在）

年	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
令和 4 年	9 人	78 人	129 人	240 人	248 人	282 人	986 人
令和 5 年	6 人	78 人	124 人	223 人	241 人	249 人	921 人
令和 6 年	13 人	65 人	114 人	191 人	228 人	243 人	854 人

（5）乳児保育

生後 6 か月を超え年度当初 1 歳に満たない児童について、家庭で保育できない場合に限り、保育を行います。

○実施こども園　　新城、城北、千郷東、千郷中、東郷中、八名、長篠、作手各こども園

○実施民間保育所　ママ・サポート子いづみや、つばさ保育園

（6）障がい児保育

集団保育が可能な概ね 3 歳以上の児童の保育を行います。

○実施こども園　全こども園

（7）統合保育

特に個別配慮や支援が必要とされる 3 歳以上の児童について、通常保育とあわせて療育を行います。

○実施こども園　東郷東こども園

（8）延長保育

保護者の就労状況や家庭の事情で、基本保育時間（午前 8 時 30 分～午後 3 時）を延長して長時間の保育を必要とする場合に保育を行います。

① 延長保育時間

	延長時間	実施こども園
平日	午前 7 時 30 分～午前 8 時 30 分 午後 3 時～午後 5 時	東郷東、山吉田
	午前 7 時 30 分～午前 8 時 30 分 午後 3 時～午後 6 時	新城、千郷中、東郷中、舟着、鳳来、大野、作手、 つばさ保育園
	午前 7 時 30 分～午前 8 時 30 分 午後 3 時～午後 7 時	城北、千郷東、千郷西、東郷西、八名、長篠、 子いづみや
土曜	午前 7 時 30 分～午前 8 時 30 分 午後 3 時～午後 7 時	城北

② 月額延長保育料（月時間当たり）

区分	階層	平日延長保育料	土曜延長保育料
0～2 歳児	A～H	0～2,500 円	0～400 円

（9）一時保育

保護者の仕事、傷病、災害、事故、出産、看護、介護冠婚葬祭、育児疲れなどにより一時的に日中の家庭保育が困難となる児童を預かる（保育する）制度です。

【非定型的保育】家庭での保育が断続的に困難となる場合
【緊　急　保　育】やむを得ない理由により、緊急一時的に保育が必要となる場合
【リフレッシュ保育】育児に伴う保護者の身体的、心理的負担を解消するため、一時的に児童を預かる場合

① 実施こども園　城北、長篠、作手各こども園

② 開設時間及び利用料

対　象	原則こども園に入園していない児童で、利用日現在において満 1 歳児から就学前までの児童		
保育時間	午前 8 時 30 分から午後 3 時まで		
利用料（日額）	1～2 歳児	2,100 円	おやつ代、給食費込み ※土曜利用のみ弁当持参
	3～5 歳児	1,000 円	

（10）その他

① 入園申込用紙配布　９月下旬予定

② 入園受付　　１０月中～下旬予定

2　児童発達支援施設「おおぞら園」

就学前の発達が気がかりな児童が保護者とともに通園することにより、保護者の子ども理解を深め、親子のより良い関係づくりを図ります。

また、遊びを通じて言語の理解と発達、運動機能を高め、集団生活へのステップアップづくりをします。

（1）所在地

新城市能登瀬字白岩 32 番地

（2）利用状況

年　度	通園児（実人数）
令和 3 年度	26 人
令和 4 年度	29 人
令和 5 年度	29 人

3　地域子育て支援センター

いつでも自由に利用していただける子育て支援の中核施設です。

就園前の子どもとお母さんを対象に、種々の事業を実施し、ストレスや育児不安の解消等、親子の触れ合いをサポートします。

（1）城北子育て支援センター

所 在 地	新城市字宮ノ後 39 番地 2（城北こども園内）
開設時間	午前 9 時～午後 3 時
休 業 日	土・日曜日、祝日、年末年始、城北こども園の休業日
電　　話	23－0355
E メール	Johoku-ic@city.shinshiro.lg.jp

（2）長篠子育て支援センター

所 在 地	新城市長篠字日焼 9 番地 2（児童館たんぽぽ内）
開設時間	午前 9 時～午後 3 時
休 業 日	土・日曜日、祝日、年末年始
電　　話	32－3221
E メール	nagashino-ic@tees.jp

（3）作手子育て支援センター

所 在 地	新城市作手高里字縄手上 20 番地 1（作手こども園内）
開設時間	午前 9 時～午後 3 時
休 業 日	土・日曜日、祝日、年末年始、作手こども園の休業日
電　　話	38－1351
E メール	tsukude-ic@city.shinshiro.lg.jp

（4）事業内容

事　　業	対象・内容	曜日・時間
ちびっこ広場 （城北こども園内）	0～2 歳児の親子 手遊び・製作・体操・お話	木曜日（月 1～2 回） 午前 10 時 30 分～11 時 30 分
たんぽぽ広場 （児童館たんぽぽ内）	0～2 歳児の親子 手遊び・製作・体操・お話	水曜日（月 1～2 回） 午前 10 時 30 分～11 時 30 分
ころころ広場 （作手こども園内）	0～2 歳児の親子 手遊び・製作・体操・お話	火曜日（月 1～2 回） 午前 10 時～11 時
みんな～おいで	0～2 歳児の親子 体操・水あそび・人形劇	年 6～7 回
育 児 相 談	0 歳～就学前の児童の保護者 来所・電話・E メールなど	月～金曜日 午前 9 時～午後 3 時

（5）利用状況

年　度	保育室開放	ちびっこ広場	たんぽぽ広場	ころころ広場	みんな～おいで	育児相談	
						電話等	来　所
令和 3 年度※1	10,849 人	－※2	－※2	－※2	60 人	1 件	118 件
令和 4 年度※3	13,224 人	402 人	2,873 人	229 人	246 人	3 件	106 件
令和 5 年度	17,180 人	509 人	3,486 人	102 人	460 人	2 件	77 件

※1　新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、臨時休館がありました。
※2　新型コロナウイルス感染症対策のため、ちびっこ広場、たんぽぽ広場およびころころ広場は開催を中止しました。
※3　新型コロナウイルス感染症対策のため、ちびっこ広場およびころころ広場は不定期で回数を減らし、時間を短縮して実施しました。たんぽぽ広場は、時間を短縮して、基本毎日実施しました。

4　児童館

児童館は、児童に健全な遊びを与えその健康を増進し情操を豊かにするための施設です。

施 設 名	鳥原児童館	児童館　たんぽぽ
所 在 地	新城市日吉字下畑 81 番地	新城市長篠字日焼 9 番地 2
開設時間	午前 9 時～午後 5 時	
休 業 日	月曜日、祝日（こどもの日は開館）、年末年始	日曜日、祝日（こどもの日は開館）、年末年始

○利用状況

年　度	鳥原児童館	児童館　たんぽぽ
令和 3 年度	2,754 人	6,184 人
令和 4 年度	3,206 人	7,965 人
令和 5 年度	4,332 人	11,552 人

5　放課後児童クラブ

昼間、仕事等により保護者のいない家庭の小学校児童などのために、児童クラブを設置し、自主学習、遊びを中心とした活動を通して健全な育成を図ります。

（1）対象児童

市内小学校在学中の１年生から６年生まで
なお、12 月に翌年度の加入申込受付を行う予定です。

（2）開設場所

① 通年開設　（4 月 1 日現在）

小学校区	クラブ名	開設場所
新城小学校区	新 城　A	新城小学校（校舎内）
	新 城　B	
千郷小学校区	千 郷　A	千郷児童クラブ（専用施設）
	千 郷　B	
	千 郷　C	
	千 郷　D	
東郷西小学校区	東郷西 A	東郷西小学校（小学校内）
	東郷西 B	
東郷東小学校区	東 郷 東	東郷東小学校（校舎内）
舟着小学校区	舟　　着	舟着小学校（小学校内）
八名小学校区	八　　名	八名小学校（校舎内）
庭野小学校区	庭　　野	庭野公民館
鳳来中部小学校区	鳳来中部	鳳来中部小学校（校舎内）
黄柳川小学校区	黄 柳 川	黄柳川小学校（校舎内）
東陽小学校区	東　　陽	東陽小学校（校舎内）
鳳来東小学校区	鳳 来 東	鳳来東小学校（校舎内）
作手小学校区	作　　手	つくで交流館内
鳳来寺小学校区	鳳　来　寺	鳳来寺小学校（校舎内）

② 長期休みのみ開設　（4 月 1 日現在）

小学校区	クラブ名	開設場所
千郷小学校区	千 郷　E	千郷小学校（校舎内）
東郷西小学校区	東郷西 C	東郷西小学校（校舎内）
鳳来寺小学校区	鳳 来 寺	ぶっぽ～荘

（3）開設時間・利用料

<table>
<tr><td rowspan="2">開設時間</td><td colspan="2">月～金</td><td>下校時～午後 6 時</td><td rowspan="2">＊休業日
土曜・日曜・祝日
8 月 13 日～15 日
12 月 29 日～1 月 3 日</td></tr>
<tr><td colspan="2">夏・冬・春休み
学校振替休日</td><td>午前 8 時～午後 6 時</td></tr>
<tr><td rowspan="6">利用料</td><td colspan="2">通年での利用</td><td>月額 5,000 円
（7 月は 6,000 円）
（8 月は 8,000 円）</td><td rowspan="6">＊別途保険料が必要です
（年額 900 円）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">長期休みのみ利用</td><td>春休み　4 月</td><td>1,500 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">夏休み</td><td>7 月</td><td>3,000 円</td></tr>
<tr><td>8 月</td><td>8,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">冬休み</td><td>3,000 円</td></tr>
<tr><td>春休み　3 月</td><td>1,500 円</td></tr>
</table>

6　その他の子育てサービス

（1）新城市ファミリー・サポート・センター

援助会員が子育てをお手伝いします。こども園や小中学校の終了後に子どもを預かったり習い事への送迎をします。利用には依頼会員の申し込みが必要です。

○対象児童　依頼会員家庭の生後 3 か月の乳児から中学 3 年生まで
○実施場所　援助会員の家庭（原則）
○開設時間　午前 7 時～午後 7 時（原則）
○申込み先　電　　話：080-6922-7001
　　E メール：shinshiro-family-support@ezweb.ne.jp
○基準利用料金

利用区分	申込区分	基準利用料金（1 時間当たり）（30 分以内は半額）	延長	
			30 分以内	30 分を超え 1 時間以内
平　日	事前	700 円	350 円	700 円
	直前	1,000 円	500 円	1,000 円
休　日	事前	1,000 円	500 円	1,000 円
	直前	1,200 円	600 円	1,200 円
病児・病後児（平日）※	事前	1,000 円	500 円	1,000 円
	直前	1,200 円	600 円	1,200 円
病児・病後児（休日）※	事前	1,200 円	600 円	1,200 円
	直前	1,400 円	700 円	1,400 円

※こどもの病気の症状などにもよります。症状や受け入れ体制によって預かれない場合があります。

（2）子育て世代包括支援センター

「新城市子育て世代包括支援センター」は安心して子育てができるよう子育てを応援する相談窓口で、こども未来課内に設置しています。妊娠期から子育て期に至るまでの様々なニーズに対して、切れ目のない相談と支援を行います。

○支援実績

年　度	相談	家庭訪問	同行支援
令和 3 年度	567 件	157 件	10 件
令和 4 年度	442 件	159 件	15 件
令和 5 年度	187 件		

（３）子ども家庭総合支援拠点

令和４年度、こども未来課内に「新城市子ども家庭総合支援拠点」を設置しました。子ども家庭総合支援拠点では、児童虐待対策の強化の他、教育委員会等との協働による不登校や引きこもり支援を行います。

○支援実績

年　度	相談	家庭訪問	同行支援
令和４年度	184 件	154 件	25 件
令和５年度	142 件	128 件	12 件

（４）子育て短期支援事業

① 短期入所生活援助事業（ショートステイ）

保護者が疾病などの理由により、家庭における養育が一時的に困難となった児童を児童福祉施設で短期間預かります。

○利用期間　原則７日以内（更新可）
○実施場所　八楽児童寮、豊橋ひかり乳児院、光輝寮（豊川市）、米山寮（岡崎市）

② 夜間養護事業（トワイライトステイ）

保護者の仕事などが恒常的に夜間にわたる場合に、保護者が帰宅するまでの間児童を児童福祉施設で預かります。

○利用期間　夜間１日おおむね４時間で６か月程度
○実施場所　八楽児童寮
○利用者負担額（1 日当たり）

区　　分	短期入所生活援助事業		夜間養護事業
	２歳未満児	２歳以上児	
生活保護世帯・ 市民税非課税世帯 （母子･父子家庭）	0 円	0 円	0 円
市民税非課税世帯 （母子･父子家庭以外）	1,100 円	1,000 円	300 円
その他の世帯	5,350 円	2,750 円	750 円

※令和２年度から令和５年まで利用実績はありません。

（５）親子愛着推進事業

本市に住民登録されている初産の母親などに対して、市内の助産所で授乳指導、母乳相談、育児相談等を受けるための費用の一部を助成することで、親子の愛着形成の推進および育児不安の軽減を図ります。

○助 成 額　１人１回限り 3,000 円
○利用期間　生後６か月まで
○利用できる助産所
ＪＵＮＫＯ助産所、ママハウス・トトリ、しんしろ助産所
○利用状況

年　度	件数
令和３年度	20 件
令和４年度	13 件
令和５年度	5 件

（6）産後ケア事業（宿泊型・デイサービス型）

本市に住民登録されている出産後 4 か月未満または 6 か月未満までの方で、出産後に育児・家事を手伝ってくれる人がいない、または産後の体調不良や育児不安のある母子を対象に、心身の休養と乳房管理や育児相談等を受けるための費用の一部を助成することで、育児不安や育児負担の軽減を図ります。

○実施施設・対象・利用料

実施施設	対象・利用時間・利用料（税込）等	
	宿泊型	デイサービス型
しんしろ助産所	【対象】生後 4 か月未満 【利用時間】10 時～10 時　食事付き 【利用料(税込)】 24 時間（10 時～10 時）4,000 円 以降 24 時間あたり 4,000 円	【対象】生後 6 か月未満 【利用時間】月曜日～金曜日 10 時～16 時　食事付き 【利用料(税込)】 1 日 1,000 円
小石マタニティクリニック ジュンレディースクリニック豊橋	【対象】生後 4 か月未満 【利用時間】10 時～16 時　食事付き 【利用料(税込)】 1 泊 2 日 9,600 円 以後 1 日あたり 4,800 円	【対象】生後 4 か月未満 【利用時間】月曜日～金曜日 10 時～16 時　食事付き 【利用料(税込)】 1 日 2,000 円

○利 用 回 数　宿泊型とデイサービス型をあわせて 7 日以内

○利用状況

年　度	しんしろ助産所		小石マタニティクリニック		ジュンレディースクリニック豊橋	
	宿泊	デイ	宿泊	デイ	宿泊	デイ
令和 3 年度	6 件	27 件	5 件	－	－	－
令和 4 年度	7 件	27 件	0 件	0 件	0 件	0 件
令和 5 年度	13 件	50 件	7 件	0 件	0 件	0 件

（7）セカンド・ブックスタート事業

本市に住民登録されている概ね 1 歳の幼児を育てる初産の親子へ絵本の紹介と配布のため、保育士等が家庭訪問し、母親の育児不安の軽減および孤立化の防止を図ります。

○利用状況

年　度	件数
令和 3 年度	52 件
令和 4 年度	59 件
令和 5 年度	59 件

（8）家事育児支援事業

本市に住民登録されている妊娠中や出産後（1 年、多胎児は 2 年）に育児や家事の手伝ってくれる人がいない、体調不良や育児不安のある母子へ市が認める援助員が家庭訪問して家事や育児を支援します。

○利用状況

年　度	実件数	利用延日数
令和 3 年度	13 件	175 日
令和 4 年度	12 件	90 日
令和 5 年度	6 件	69 日

（9）言語聴覚士の相談

相談を希望する小学生とその保護者等（保護者のみの相談も可）に毎月 1 回、1 人 1 時間程度で 2 人まで言語聴覚士が相談に応じ、助言や指導を行います。

○利用状況

年　度	相談件数	学校へ情報提供
令和 3 年度	8 件	1 件
令和 4 年度	2 件	1 件
令和 5 年度	2 件	0 件

(10) 個別支援計画の作成

こども園の年長児担任が、保護者の承諾を得て特別支援学校や特別支援学級等へ進学する児を対象にこども園での支援計画を作成し、進学先へ提出しています。

○利用状況

年　度	作成件数
令和 3 年度	34 件
令和 4 年度	25 件
令和 5 年度	19 件

(11) 新城市保育施設等給食費補助金

新城市在住の 3 歳～5 歳の児童が利用する認可外保育施設や児童発達支援施設等で提供される給食費を児童ひとりあたり月額 4,500 円を上限に補助しています。

(12) 認可外保育施設等保育料給付費

認可外保育施設等を利用する 3 歳以上児及び市町村民税世帯非課税の 3 歳未満児に必要な給付を行います。

(13) 子育て情報専用ホームページ運営

市内で子育てをする家庭および市外から転入してくる子育て家庭が、市内のあらゆる子育てに関する情報を分かりやすく容易に取得できる専用ホームページ「子育て情報ナビ咲くら」の運営をしています。

(14) 新城市障害児施設等通所交通費助成事業

新城市に住所を有する障害児（未就学）とその保護者を対象に、療育施設に通所する交通費の一部を助成します。（自宅から往復 20km 以上を一部助成）

年　度	支給決定件数(延べ)	支給決定金額
令和 3 年度	87 件	365,600 円
令和 4 年度	91 件	219,100 円
令和 5 年度	85 件	197,700 円

(15) 重症心身障害児等居場所づくり事業

平成 28 年度から実施している「重症心身障害児等居場所づくり事業」では、学校や家庭とは異なる空間で、重症心身障害児等が、地域の子ども達と交流できる場を提供しています。

令和 5 年度は「千郷地域子育て連絡協議会」が主催する「ちさとプレーパーク」と連携して 4 日間（7/1-7/2、10/14-10/15）実施、障がいの有無関係なく同世代の子どもとの交流を図りました。

重症心身障害児　延べ 6 名、支援者　延べ名 16 名

(16) 子ども食堂・地域食堂推進事業費補助事業

新城市こどもの未来応援事業計画の基本理念「すべての子どもが健やかに育ち、育て

られる」に基づき、子どもが健やかに育ち未来を切り開いていくことができるよう、地域で安心して過ごすことのできる居場所づくりを推進するため、子ども食堂・地域食堂を開設し、運営に取り組む団体に対し、費用の一部を補助します。

○補助実績

年　度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
補助団体	1 団体	0 団体	2 団体

(17) こども園フッ化物洗口事業

虫歯を予防するためにこども園の年中・年長児全員に無料でフッ化物洗口を行います。

○実施状況

年　度	実施園数	実施園児数
令和 3 年度	15 園	570 人
令和 4 年度	15 園	521 人
令和 5 年度	15 園	477 人

7　家庭児童相談

家庭児童相談員は、こども未来課内に配置されている専門職員です。家庭における児童の養育上の様々な問題について相談に応じ、愛知県新城設楽児童・障害者相談センターなどの関係機関と密接な連携を図り、適切な指導や助言を行います。

8　各種手当

(1) 児童手当

国内に居住している中学校修了前（15 歳到達後最初の年度末まで）の児童を現に監護・養育し、本市に住民登録されている保護者に支給されます。

① 支給額・支給時期

区　分	支給額（月額）
3　歳　未　満	15,000 円
3 歳以上小学校修了前	10,000 円　（第 3 子以降は 15,000 円）
中　学　生	10,000 円
所得制限世帯	5,000 円
支　給　時　期	6 月・10 月・2 月の年 3 回

※令和 6 年 10 月から制度が拡充されます。

② 支給状況　（各年度末現在）

年　度	受給資格者数	児童数
令和 3 年度	2,395 人	4,189 人
令和 4 年度	2,275 人	4,116 人
令和 5 年度	2,043 人	4,037 人

（2）児童扶養手当

両親のいない家庭またはひとり親の家庭、もしくは親が重度の障害の状態にある家庭で、児童（18 歳到達年度の末日までの者）を監護・養育している保護者に支給されます。（受給資格者および扶養義務者に所得制限あり。国民年金など公的年金受給者は一部対象。）

① 支給額・支給時期

区　分	全部支給（月額）	一部支給（月額） （所得額により設定）
児童 1 人の場合	45,500 円	45,490 円～10,740 円
児童 2 人の場合	10,750 円加算	10,740 円～5,380 円加算
児童 3 人以上の場合 （3 人目から児童 1 人増すごとに）	6,450 円加算	6,440 円～3,230 円加算
支　給　時　期	5 月・7 月・9 月・11 月・1 月・3 月の年 6 回	

※令和 6 年 11 月から、児童 3 人以上の場合の加算額が、児童 2 人の場合の加算額と同額に引き上げられます。

② 支給状況　（各年度末現在）

年　度	受給資格者数	児童数
令和 3 年度	196 人	371 人
令和 4 年度	197 人	292 人
令和 5 年度	190 人	361 人

（3）県遺児手当

両親のいない家庭またはひとり親の家庭、もしくは親が重度の障害の状態にある家庭で、児童（18 歳到達年度の末日までの者）を監護・養育している保護者に支給されます。（受給資格者および扶養義務者に所得制限あり。国民年金など公的年金受給者は除く。）

① 支給額・支給時期

区　分	1 年目～3 年目（3 年間）	4 年目～5 年目（2 年間）
児童 1 人につき	月額 4,350 円	月額 2,175 円
	6 年目以降は支給されません。	
支　給　時　期	5 月・7 月・9 月・11 月・1 月・3 月の年 6 回	

② 支給状況　（各年度末現在）

年　度	受給資格者数	児童数
令和 3 年度	115 人	172 人
令和 4 年度	98 人	158 人
令和 5 年度	97 人	149 人

（4）市遺児手当

県の遺児手当と同じ条件の家庭の保護者に支給されます。（所得制限なし）

① 支給額・支給時期

児童 1 人につき	月額 2,000 円
支　給　時　期	5 月・7 月・9 月・11 月・1 月・3 月の年 6 回

② 支給状況　　（各年度末現在）

年　度	受給資格者数	児童数
令和 3 年度	288 人	450 人
令和 4 年度	306 人	470 人
令和 5 年度	275 人	418 人

9 新城市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法の規定により、平成 26 年 2 月に「新城市子ども・子育て会議」を設置しました。

委員の任期は 2 年で、子どもの保護者、子ども子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、一般市民などの 15 名以内で構成されています。

令和元年度に、潜在的なニーズも含めた地域での子ども・子育てに関するニーズを把握し、令和 2 年度から 5 か年間の保育等の需要量見込みとそれに見合った具体的な子育て支援施策である「第二期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

令和 5 年度に、計画の継続的な点検・評価・見直しのため、子育て支援施策の実施状況の調査、審議などを行いました。

10 新城市要保護児童対策地域協議会

市では、要保護児童（虐待を受けている児童など）に関する相談、情報収集、安否確認、支援などを児童・障害者相談センターと協力して行っています。

要保護児童対策地域協議会は、代表者会議、連絡調整会議、個別ケース検討会議の 3 層構造になっており、児童・障害者相談センター、警察署、保健所、民生委員などの各機関と連携して、要保護児童への支援方針を協議し、各機関による支援に結びつけています。

11 子どもの貧困対策

平成 29 年 3 月に策定した「新城市こどもの未来応援事業計画」が令和 3 年度で最終年度を迎えたため、令和 2 年度に実施した、「新城市子ども・子育て世帯生活実態調査」の結果を踏まえるとともに、親から子への「貧困の連鎖」のリスクを軽減することを目的に、さらなる支援を図るための計画として、令和 4 年度から 5 か年間の「第二期新城市こどもの未来応援事業計画」を策定しました。

母 子 の 福 祉

1　ひとり親家庭等の状況

年　度	母　　子	父または養育者と子	計
令和 3 年度	283 世帯	41 世帯	324 世帯
令和 4 年度	266 世帯	40 世帯	306 世帯
令和 5 年度	272 世帯	39 世帯	311 世帯

2　母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

母子家庭および父子家庭並びに寡婦の方が自ら進んで自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めるため、また児童の福祉増進のための貸付制度です。

（1）対象者

① 母子福祉資金
- ア　20 歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子（母子家庭の母）
- イ　アが扶養している 20 歳未満の児童および 20 歳以上の子等
- ウ　20 歳未満の父母のない児童

② 父子福祉資金
- エ　20 歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子（父子家庭の父）
- オ　エが扶養している 20 歳未満の児童および 20 歳以上の子等

③ 寡婦福祉資金
- カ　かつて配偶者のない女子として 20 歳未満の児童を扶養していたことのある配偶者のない女子（寡婦）
- キ　カが扶養している 20 歳以上の子等
- ク　40 歳以上の配偶者のない女子で、母子家庭の母および寡婦以外のもの
- ケ　クが扶養している 20 歳以上の子等

（2）貸付利息

無利子～年 1.5%

・事業開始資金	・事業継続資金	・医療介護資金	・生活資金
・住宅資金	・転宅資金	・就学支度資金	・結婚資金
・修学資金	・技能習得資金	・修業資金	・就職支度資金

（3）貸付金の種類

3　母子・父子家庭自立支援給付金事業

母子家庭の母、又は父子家庭の父が就職に役立つ技能や資格の取得のための各種講座を受講する場合や各種学校等の養成機関で修業する場合に給付金を支給する制度です。

年　度	自立支援給付金	高等職業訓練促進給付金
令和 3 年度	1 人	1 人
令和 4 年度	1 人	1 人
令和 5 年度	0 人	1 人

4　母子生活支援施設への入所

母子生活支援施設は、生活上のいろいろな問題で児童の養育が十分できない場合、児童と一緒に入所できる施設です。

なお、世帯の所得状況に応じて一部負担金が必要となります。

5　母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、家庭や資金の問題など母子・父子家庭および寡婦を取り巻く悩みごとの相談に応じます。

医療費などの補助

子ども、障害者、母子家庭等、高齢者などの福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。

1　子ども医療費助成事業

（各年度末現在）

年　度	受給者数 （受給者証発行者）	受給資格者
令和３年度	4,680 人	中学校3年生（15歳）年度末までの方（受給者証発行） ＊令和6年10月診療分から高校生世代の方に受給者証を発行し、入通院にかかる医療費を助成します。 ＊令和2年4月診療分（入院）より高校生世代（15歳年度末の翌日から18歳の年度末）までの方も対象（受給者証は未発行）
令和４年度	4,479 人	
令和５年度	4,283 人	

2　障害者医療費助成事業

（各年度末現在）

年　度	受給者数	受給資格者
令和３年度	508 人	ア　身体障害者手帳をお持ちで ・1級から3級の方 ・4級で障害名が腎臓機能障害の方 ・4級から6級で障害名が進行性筋萎縮症の方 イ　知能指数が50以下と判定されている方 ウ　自閉症状群と診断されている方
令和４年度	495 人	
令和５年度	504 人	

3　精神障害者医療費助成事業

（各年度末現在）

年　度	受給者数	受給資格者
令和３年度	①　382 人 ②　727 人	①　精神障害者保健福祉手帳所持者（1～3級所持者） ②　精神疾病で通院している方 →自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けている方 ＊自立支援医療についてはP16をご覧ください。
令和４年度	①　390 人 ②　738 人	
令和５年度	①　410 人 ②　791 人	

4　母子家庭等医療費助成事業

（各年度末現在）

年　度	受給者数	受給資格者（※所得制限があります。）
令和３年度	553 人	ア　母子家庭の母※ イ　父子家庭の父※ ウ　ア、イに扶養されている児童 エ　父母のいない児童
令和４年度	538 人	
令和５年度	510 人	

5　後期高齢者福祉医療費助成事業

（各年度末現在）

年　度	受給者数	受給資格者（※所得制限があります。）
令和３年度	981 人	後期高齢者医療制度の被保険者で、次の条件に該当する方 ア　上記2の障害者医療費助成事業の受給資格に当たる方 イ　精神障害者保健福祉手帳の1級または2級をお持ちの方 ウ　戦傷病者手帳をお持ちの方※ エ　精神措置入院患者、結核入院患者 オ　ねたきり高齢者の方※ カ　上記4の母子家庭等医療費助成事業の受給資格（ア・イ）に当たる方※
令和４年度	959 人	
令和５年度	953 人	

6　福祉給付金支給事業

（各年度末現在）

年　度	受給者数	受給資格者（※所得制限があります。）
令和３年度	114 人	ア　高齢者の医療の確保に関する法律により医療を受けることができる者で、独り暮らしで市民税非課税の方など※ イ　精神疾病で通院している75歳以上の方 →自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けている方 ＊自立支援医療についてはP16をご覧ください。
令和４年度	100 人	
令和５年度	86 人	

新城市社会福祉協議会

新城市社会福祉協議会は、民間社会福祉活動の中核的役割を担うものとして市民参加のもとに地域福祉推進のための諸活動を積極的に行っています。

○施設の概要等

施　設　名	所　　在　　地	電話・FAX
しんしろ福祉会館 （ 事　務　局 ）	新城市字東沖野 20 番地 12	23－5618 23－5046
作手センター	新城市作手高里字縄手上 22 番地 作手高齢者生活福祉センター（虹の郷）	38－1481 37－6033
ホームページ	http://www.shinshiroshakyo.or.jp	
電子メール	fukushi@shinshiroshakyo.or.jp	

1　社会福祉振興事業

社会福祉に対する相互扶助精神の高揚を図るため、広報による啓発を行っています。
また、各種の福祉推進団体の活動の円滑化のため、支援や連携に努めています。

2　援護事業

（1）低所得世帯に対する一時援護
（2）行路病者及び旅費欠乏者に対する一時援護（市及び新城警察署への委託業務）
（3）災害（火災・自然災害）に対する一時援護
（4）保護家庭及び準要保護家庭の児童・生徒に対する修学旅行費などの助成

3　福祉団体育成事業

福祉事業を推進する各種の団体に対し、助成・援護を行い活動の推進を図っています。

4　相談事業

市民が抱えるさまざまな悩みごとの相談に応じる「心配ごと相談」と、弁護士による「無料法律相談」を実施しています。

（1）開催日時等

区　分	心配ごと相談			無料法律相談
	新城地区	鳳来地区	作手地区	
曜　日	第 1 木曜日	第 3 水曜日	第 2 月曜日	第 2・4 水曜
場　所	しんしろ福祉会館	市民センターほうらい	作手センター	しんしろ福祉会館
時　間	午後 1 時～午後 4 時			

（2）取扱件数

区　分	心配ごと相談			無料法律相談
	新城地区	鳳来地区	作手地区	
令和 3 年度	11 件	7 件	6 件	95 件
令和 4 年度	11 件	1 件	4 件	127 件
令和 5 年度	11 件	7 件	9 件	123 件

5　共同募金運動の推進

市民の方々を始め、学校・職場・法人・団体などの協力を得て、共同募金運動を積極的に推進しています。

○募金実績

年　度	一 般 募 金	歳 末 募 金	合　　計
令和 3 年度	7,191,001 円	966,000 円	8,157,001 円
令和 4 年度	6,907,452 円	959,000 円	7,866,452 円
令和 5 年度	6,936,107 円	958,000 円	7,894,107 円

6　社会福祉協議会会員の募集

市民の方々や各種団体、事業所などから広く会員を募集し、その会費を財源として各種の事業を実施しています。

○会員会費状況

年　度	一般会費	特別会費	法人会費	施設団体会　費	会費総額
令和３年度	5,056,237 円	134,000 円	1,157,000 円	170,000 円	6,517,237 円
令和４年度	5,005,474 円	150,000 円	1,166,000 円	158,000 円	6,479,474 円
令和５年度	4,907,692 円	147,500 円	1,167,000 円	156,000 円	6,378,192 円

7　権利擁護支援センター事業

（１）権利擁護支援センター事業（市受託事業）

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力に不安のある人が、住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らしていくことができるよう相談や支援を行います。また、権利擁護・成年後見制度の普及啓発や市民後見人養成講座の運営を行います。

①相談受付件数（障害者）

年度／区分	知的障害者	精神障害者	身体障害者
令和３年度	196 件	42 件	11 件
令和４年度	197 件	190 件	1 件
令和５年度	320 件	312 件	2 件

②相談受付件数（高齢者など）

年度／区分	認知症	高齢者	健常者	その他
令和３年度	225 件	12 件	4 件	0 件
令和４年度	78 件	12 件	1 件	0 件
令和５年度	311 件	3 件	2 件	0 件

③広報啓発活動実績

年　度	実施回数
令和３年度	3 団体・1 研修会 138 名
令和４年度	1 団体・1 研修会 68 名
令和５年度	3 団体・201 名

（２）法人後見事業

家庭裁判所の審判に基づき、社会福祉協議会が法人として成年後見人等の業務を行います。

○法人後見受任件数

年度／区分	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	合計
令和３年度	13 件	7 件	7 件	27 件
令和４年度	10 件	7 件	9 件	26 件
令和５年度	13 件	12 件	7 件	32 件

8　資金の貸付事業

（1）生活福祉資金

低所得世帯等を対象に、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資

金、緊急小口資金などを無利子または低利子で貸付を行い、自立更生のための指導援助を行っています。

○貸付実績

年　度	新城地区	鳳来地区	作手地区	合　　計
令和３年度	13 件	1 件	0 件	14 件
令和４年度	14 件	1 件	0 件	15 件
令和５年度	11 件	1 件	0 件	12 件

（2）生活資金一時貸付

景気低迷による派遣社員の契約切りや失業などで生活維持が困難になった方々の緊急支援として行っています。

○貸付実績

年　度	新城地区	鳳来地区	作手地区	合　　計
令和３年度	19 件	3 件	3 件	25 件
令和４年度	13 件	4 件	2 件	19 件
令和５年度	24 件	7 件	0 件	31 件

9　児童・青少年福祉活動事業

子育て世代の活動がより活発に行われるよう、おおぞら園、各こども園の保護者会や子育て支援団体を助成金により支援します。

子どもたちが社会福祉に関心をもち、思いやりの心とボランティア精神を育むために、小・中学校、こども園、児童館へ福祉関係図書や紙芝居などを贈ります。

地域で子どもたちが安全に遊べる場所を整備する事業に助成しています。

○助成実績

年　度	保護者会活動（こども園）助成	子育て支援団体助成	福祉関係図書寄贈	児童遊園地維持管理助成
令和３年度	17 件	8 団体	20 件	14 ヵ所
令和４年度	17 件	3 団体	21 件	14 ヵ所
令和５年度	17 件	6 団体	20 件	15 カ所

10　母子・父子福祉事業

母子寡婦福祉会の活動に対する助成を行っています。

11　障害児者福祉事業

（1）「身体障害者福祉協会」「手をつなぐ育成会」に対する助成

（2）日常生活用具の貸出

（3）手をつなぐ育成会卒業児童生徒に対する祝品の贈呈

年　度	小学生	中学生	養護学校高等部	合　計
令和３年度	1 人	2 人	1 人	4 人
令和４年度	1 人	0 人	2 人	3 人
令和５年度	0 人	0 人	0 人	0 人

12 歳末たすけあい事業

（1）赤い羽根共同募金（歳末たすけあい募金）を活用して歳末訪問を行っています。

○実績

年　度	高齢者世帯	要介護等高齢者	ひとり暮らし高齢者
令和 3 年度	192 世帯	29 人	683 人
令和 4 年度	187 世帯	28 人	668 人
令和 5 年度	188 世帯	30 人	654 人

（2）クリスマス会など年末年始活動を行う福祉団体や子ども会に助成を行っています。

○実績

年　度	福祉団体	子ども会
令和 3 年度	7 団体	4 団体
令和 4 年度	6 団体	5 団体
令和 5 年度	7 団体	6 団体

（3）クリスマスプレゼントを配布しました。

○実績

年　度	八楽児童寮	手をつなぐ育成会	ひとり親家庭園児
令和 3 年度	22 人	100 人	42 人
令和 4 年度	25 人	85 人	35 人
令和 5 年度	30 人	80 人	32 人

13　くらし・しごとサポートセンター事業（生活困窮者自立相談支援等事業）（市受託事業）

市から生活困窮者自立支援法による「自立相談支援事業」「家計改善支援事業」「学習・生活支援事業」の委託を受け、生活困窮者の自立を促進するための相談および必要な支援を行っています。（6 ページ参照）

（1）自立相談支援事業

年　度	新規相談受付件数	支援決定・確認件数（再プランを含む）
令和 3 年度	76 件	33 件
令和 4 年度	49 件	20 件
令和 5 年度	33 件	20 件

（2）家計改善支援事業

年　度	支援決定件数（再プランを含む）
令和 3 年度	17 件
令和 4 年度	12 件
令和 5 年度	15 件

（3）学習・生活支援事業

年　度	登録者数合計	延出席者数
令和 3 年度	17 人	393 人
令和 4 年度	19 人	704 人
令和 5 年度	23 人	754 人

14　ボランティアセンター活動事業

（1）登録事業

ボランティア団体の活動に対する相談や他団体との交流、資金援助を行えるよう登録を行っています。

〇ボランティアセンター登録数　　38 団体

（2）養成研修事業

様々な世代がボランティアに興味を持ち、活動できるよう各種ボランティア養成講習会をボランティアグループなどの協力を得て実施し、福祉の担い手を育成しています。

・点訳講習会　　・要約筆記講習会
・手話講習会　　・音声訳講習会
・災害ボランティアコーディネーターフォローアップ講座

（3）活動推進事業

ボランティア団体が、より発展的な活動ができるよう活動費を助成しています。

〇助成団体　8 団体

（4）福祉教育事業助成事業

市内の小中高生の社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア精神を養うとともに地域社会との連携を深めるために学校が行う福祉教育事業に対して助成しています。

新城小、千郷小、八名小、舟着小、東郷東小、東郷西小、東陽小、鳳来寺小、黄柳川小、鳳来東小、作手小、千郷中、作手中、新城有教館高校、黄柳野高校　　計 15 校

（5）福祉実践教室

児童・生徒が障害者や高齢者の理解を深めるために、当事者との直接交流を通して、地域課題や生活課題に気づき、「豊かな人間性」「共に生きる力」を育むために学校が行う福祉実践教室を支援しています。
（手話・車椅子体験・点字・ガイドヘルプ・高齢者疑似体験・防災・盲導犬体験・認知症サポーター養成講座・ボッチャ体験・こころの病気講座）

新城小、千郷小、八名小、舟着小、東郷東小、東郷西小、庭野小、鳳来中部小、東陽小、鳳来寺小、黄柳川小、鳳来東小、作手小、新城中、千郷中、作手中

計 16 校 全 57 講座

15　日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

愛知県社会福祉協議会からの委託を受け、判断能力が十分でない方に、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類などの預かりサービスを行っています。
なお、利用には契約締結審査会の承認が必要です。

（1）相談受付件数

年度／区分	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者等	合　計
令和 3 年度	109 件	953 件	545 件	1,607 件
令和 4 年度	264 件	1,011 件	758 件	2,033 件
令和 5 年度	299 件	1,137 件	1,017 件	2,453 件

（2）援助者数

年度／区分	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者等	合　計
令和 3 年度	4 人（0 人）	19 人（5 人）	10 人（0 人）	33 人（5 人）
令和 4 年度	4 人（0 人）	19 人（5 人）	10 人（0 人）	33 人（5 人）
令和 5 年度	3 人（0 人）	16 人（3 人）	10 人（0 人）	29 人（3 人）

※（　）は生活保護受給者

16 地域支え合い推進事業（市受託事業）

市からの委託を受け、市全体（第 1 層）のコーディネーターおよび中学校区ごと（第 2 層）のコーディネーターを新城地区・作手地区に配置しています。地域の生活課題を把握し地域住民や活動団体など関係者と協働して地域課題の解決に向けた取り組みを行っています。（33 ページ参照）

新城医療介護ガイドマップの更新と各地区の高齢者活動をまとめた「地域活動紹介誌」を発行し、地域資源の見える化を図っています。各資料は関係機関窓口に設置してあります。

○地域活動実績

年　度	第 1 層	第 2 層	
		新城地区	作手地区
令和 3 年度	11 回	42 回	14 回
令和 4 年度	60 回	42 回	36 回
令和 5 年度	98 回	42 回	62 回

17 移動支援事業

障害者総合支援法（地域生活支援事業）による移動の支援を提供しています。

○支援実績

年　度	利用者数	延訪問回数
令和 3 年度	1 人	4 回
令和 4 年度	1 人	5 回
令和 5 年度	0 人	0 回

18 相談支援事業

（1）障害者総合支援法等による指定相談支援

計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援を行い、サービス等利用計画を作成しています。

○支援実績

年　度	障害者計画	障害児計画	地域相談支援
令和 3 年度	135 件	22 件	0 件
令和 4 年度	155 件	19 件	1 件
令和 5 年度	184 件	24 件	1 件

（2）地域生活支援事業による相談支援（市受託事業）

市からの委託を受け障害者福祉サービスの利用援助など、社会生活を高める支援を行っています。（12 ページ参照）

○支援実績

年　度	支援件数
令和 3 年度	1,539 件
令和 4 年度	2,137 件
令和 5 年度	2,237 件

19 老人短期入所事業

作手センター（虹の郷）にて宿泊しながら、排泄、食事、入浴介助など、日常生活や機能訓練を行っています。

○利用実績

年　度	利用者数	延利用者数
令和 3 年度	27 人	703 人
令和 4 年度	21 人	870 人
令和 5 年度	19 人	487 人

20 地域福祉活動推進事業

（1）紙おむつ宅配サービス事業

介護保険法の要介護 4、5 認定者（家族介護用品給付対象者を除く）または重度障害者に紙おむつ（パンツ型、フラット型、リハビリパンツ、パッド、長時間パッドのいずれかを選択指定）を年 3 回配布しています。

○配布実績

年　度	要介護 4・5 認定者			重度障害者		
	新城地区	鳳来地区	作手地区	新城地区	鳳来地区	作手地区
令和 3 年度	51 人	22 人	2 人	29 人	6 人	2 人
令和 4 年度	41 人	17 人	2 人	30 人	6 人	4 人
令和 5 年度	49 人	13 人	4 人	26 人	3 人	2 人

（2）ふれあいゆめひろば

作手地区において高齢者を対象にスポーツ、工作などを実施しています。

○実施実績

年　度	ミニデイサービス		グラウンドゴルフ大会	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
令和 3 年度	5 回	29 人	0 回	0 人
令和 4 年度	11 回	49 人	0 回	0 人
令和 5 年度	16 回	108 人	1 回	21 人

（3）居住提供事業（市受託事業）

60 歳以上のひとり暮らしの方および夫婦のみ世帯の方で、自宅で生活することが不安な方へ作手センターにおいて居住提供をしています。（23 ページ参照）

（4）外出支援事業

作手地区において外出困難な高齢者および障害者の日常的な自立生活である買い物や通院などの外出を支援しています。

○利用実績（実施施設：作手センター）

年　度	買い物	通　院		合　計
		（作手地区内）	（作手地区外）	
令和 3 年度	2 件	66 件	90 件	158 件
令和 4 年度	0 件	54 件	70 件	124 件
令和 5 年度	0 件	49 件	56 件	105 件

（5）ふれあいサロン活動

高齢者、障害者、子育て中の親子の方々が気軽に集える場づくりの活動に助成しています。

○助成実績

年　度	団体数
令和 3 年度	5 団体
令和 4 年度	9 団体
令和 5 年度	7 団体

（6）車両貸出事業

地域福祉の増進を目的に、地域の交流活動や買い物支援などのために運転手付きで車両の貸し出しを行っています。

（子ども会、地域で行われているミニデイサービス、老人クラブ事業など、地域の方が交流を深める行事や買い物が困難な地域にお住いの方が対象です）

① マイクロバス

年　度	マイクロバス		ワゴン車	
	利用回数	延利用人数	利用回数	延利用人数
令和 3 年度	0 回	0 人	28 回	110 人
令和 4 年度	6 回	105 人	59 回	360 人
令和 5 年度	17 回	300 人	79 回	433 人

21 居宅介護等事業

（1）介護保険による訪問介護等事業

介護保険法に基づき、訪問介護サービスを提供しています。

○実施実績

年　度	利用者数	延訪問回数
令和 3 年度	39 人	4,528 回
令和 4 年度	44 人	3,776 回
令和 5 年度	49 人	4,055 回

（2）障害者等ホームヘルプサービス事業

障害者総合支援法によるホームヘルプサービスを提供しています。

○実施実績

年　度	利用者数	延訪問回数
令和 3 年度	17 人	2,868 回
令和 4 年度	15 人	2,181 回
令和 5 年度	17 人	1,482 回

22 老人福祉事業

各地区で開催される敬老会、老人クラブ連合会や地域の高齢者を対象に行われる「ふれあい会」などに対して助成を行っています。

○助成実績

年　度	敬老会等助成（80 歳以上）
令和 3 年度	5,698 人
令和 4 年度	5,715 人
令和 5 年度	6,055 人

23 地域包括支援センター事業（市受託事業）

高齢者の生活を総合的に支えることを目的として市からの委託を受け運営しています。
（33 ページ参照）

（1）事業内容

① 介護予防サービスおよび介護予防・生活支援サービスのケアマネジメント
② 介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談・支援
③ 高齢者に対する虐待の防止、早期発見などの権利擁護事業
④ 支援困難なケースへの対応など、ケアマネジャーへの支援
⑤ 地域ケア会議の開催
⑥ 認知症地域支援推進員の配置、認知症初期集中支援チームによる支援

（2）介護予防事業

① 情報交換や交流の支援
「介護者家族の集い」を定期的に開催し、介護者の情報交換や交流を支援しています。

○実施実績

年　度	回　数	参加人数
令和 3 年度	5 回	延べ 20 人
令和 4 年度	6 回	延べ 12 人
令和 5 年度	3 回	延べ 28 人

② 「劇団 かるてっと」による認知症対応の健康教室

○実施実績

年　度	回　数	参加人数	対　象　者
令和 3 年度	0 回	0 人	※
令和 4 年度	1 回	23 人	黄柳野高校、福祉と平和チーム
令和 5 年度	0 回	0 人	

※令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止

（3）総合相談支援・権利擁護事業・ケアマネジャーへの支援

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい尊厳のある生活が継続できるように、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス、関係機関および制度の利用につなげる支援をしています。

また、必要に応じて本人、家族、地域や関係機関などと連携・協働し、地域を包括的に支援するネットワークづくりを進めています。

① 個別支援（延べ件数）

年度／区分	総合相談	高齢者虐待	成年後見制度	消費者被害への対応	困難事例等ケアマネ支援	合　計
令和 3 年度	3,148 件	236 件	36 件	0 件	76 件	3,496 件
令和 4 年度	3,984 件	409 件	43 件	0 件	112 件	4,548 件
令和 5 年度	3,095 件	499 件	38 件	2 件	168 件	3,802 件

② 高齢者見守りネットワーク推進事業

年度／区分	事業所数	協力事業所
令和 3 年度	26 件	病院、診療所、歯科
令和 4 年度	11 件	コンビニエンスストア、スーパー、ドラッグストア
令和 5 年度	18 件	金融機関、郵便局、ガソリンスタンド

（4）介護予防及び介護予防支援マネジメント事業

○プラン請求延件数

年　度	区　分	包　括	委　託	合　計
令和 3 年度	介護予防ケアプラン作成	3,770 件	1,512 件	5,282 件
	介護予防ケアマネジメント作成	2,367 件	808 件	3,175 件
令和 4 年度	介護予防ケアプラン作成	3,936 件	1,470 件	5,406 件
	介護予防ケアマネジメント作成	2,406 件	901 件	3,307 件
令和 5 年度	介護予防ケアプラン作成	4,042 件	1,524 件	5,566 件
	介護予防ケアマネジメント作成	2,543 件	791 件	3,334 件

（5）地域ケア会議の開催

○実施実績

年　度	回　数	参加者
令和 3 年度	6 回（ﾘﾓｰﾄ開催を含む）	延べ 101 人
令和 4 年度	5 回	延べ　44 人
令和 5 年度	5 回	延べ　45 人

（6）認知症地域支援推進員の配置、認知症初期集中支援チームによる支援

○実施実績

年　度	内　　容	回　数	参加者
令和 3 年度	認知症サポーター養成講座等の開催	8 回	155 人
	認知症初期集中支援チーム員会議	9 回	－
令和 4 年度	認知症サポーター養成講座等の開催	20 回	322 人
	認知症初期集中支援チーム員会議	7 回	－
令和 5 年度	認知症サポーター養成講座等の開催	14 回	205 人
	認知症初期集中支援チーム員会議	8 回	－

24 老人デイサービスセンター事業

（1）介護保険による通所介護事業

介護保険の通所介護計画に基づき、送迎、入浴、食事、日常動作訓練、生活指導、健康チェックなどのサービスを提供しています。

○支援実績

年度/実施施設	作手センター		
	開所日数	利用者数	延通所人数
令和 3 年度	247 日	75 人	4,861 人
令和 4 年度	257 日	63 人	5,114 人
令和 5 年度	255 日	69 人	4,690 人

25 老人介護支援センター事業

（1）高齢者ふれあい相談センター（市受託事業）

介護保険制度による居宅介護支援事業所との連携により、高齢者の在宅介護、要介護認定申請など保健福祉の相談および調整を行い、要援護高齢者および家族の福祉向上を図っています。

○支援実績（実態把握件数）

年度/実施施設	しんしろ福祉会館	作手センター
令和 3 年度	1,017 件	837 件
令和 4 年度	1,268 件	1,793 件
令和 5 年度	1,442 件	1,857 件

（2）居宅介護支援事業

介護保険制度の居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービスの給付管理を行っています。また、市町村からの受託に基づいて要介護認定申請者の認定調査を行います。

①しんしろ福祉会館利用実績

年　度	利用者数		延プラン作成件数		延認定調査数
	予防	介護	予防	介護	
令和 3 年度	2 人	102 人	38 件	1,216 件	2 人
令和 4 年度	1 人	99 人	6 件	1,149 件	0 人
令和 5 年度	4 人	100 人	36 件	1,184 件	0 件

②作手センター利用実績

年　度	利用者数		延プラン作成件数		延認定調査数
	予防	介護	予防	介護	
令和 3 年度	19 人	56 人	246 件	683 件	0 人
令和 4 年度	24 人	56 人	268 件	673 件	5 人
令和 5 年度	25 人	58 人	275 件	672 件	1 人

26 ひとり暮らし高齢者安否確認事業

ひとり暮らし高齢者の安否確認のため、乳酸飲料を週 1 回配付しています。

対象者は、80 歳以上のひとり暮らしの方、および 75 歳以上のひとり暮らしで、介護保険法の要支援（事業対象者を含む）、要介護認定者または身体障害者、療育、精神障害者保健福祉のいずれかの手帳を所持している方です。

○利用実績

年　度	新城地区	鳳来地区	作手地区	合　　計
令和 3 年度	198 人	163 人	41 人	402 人
令和 4 年度	180 人	146 人	37 人	363 人
令和 5 年度	173 人	119 人	31 人	323 人

発行月　　令和６年１０月

発行者　　新城市健康福祉部福祉課

〒441-1392

愛知県新城市字東入船 115 番地

TEL　　0536-23-7624

FAX　　0536-23-7699

Email　　fukushi@city.shinshiro.lg.jp